

石炭鑛業 互助會報

第六卷・第一號

昭和十六年一月二十八日發行

雜誌部

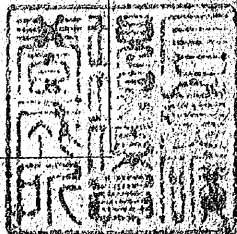
第221号

一月號

昭和十六年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行)
昭和十六年一月廿四日印刷納本 昭和十六年一月廿八日發行

目次

年頭所感	相談役	中島徳松	(一)
年頭所感	名譽會長	保田宗治	(三)
年頭所感	專務取締役	野上辰之助	(四)
年頭所感	石炭増産に一路邁進	山本光羊	(六)
年頭所感	炭礦隣組の設置について	武内禮藏	(八)
年頭所感	連賃共同計算制の検討	Y・A・生	(九)
年頭所感	福礦局主催勞務者懇談會		(二)
年頭所感	從業者移動防止令の内容と其の運用方針		(五)
年頭所感	炭鑛の戰士達に朗かな贈物、演藝慰問、優秀者表彰(其他)		(九)
年頭所感	本會記事		(三)
年頭所感	炭界日誌		(五)
年頭所感	石炭鑛業權(試掘採掘異動設定)鑛區異動		(六)



石炭鑛業互助會發行

三井銀行

若松市本町五丁目

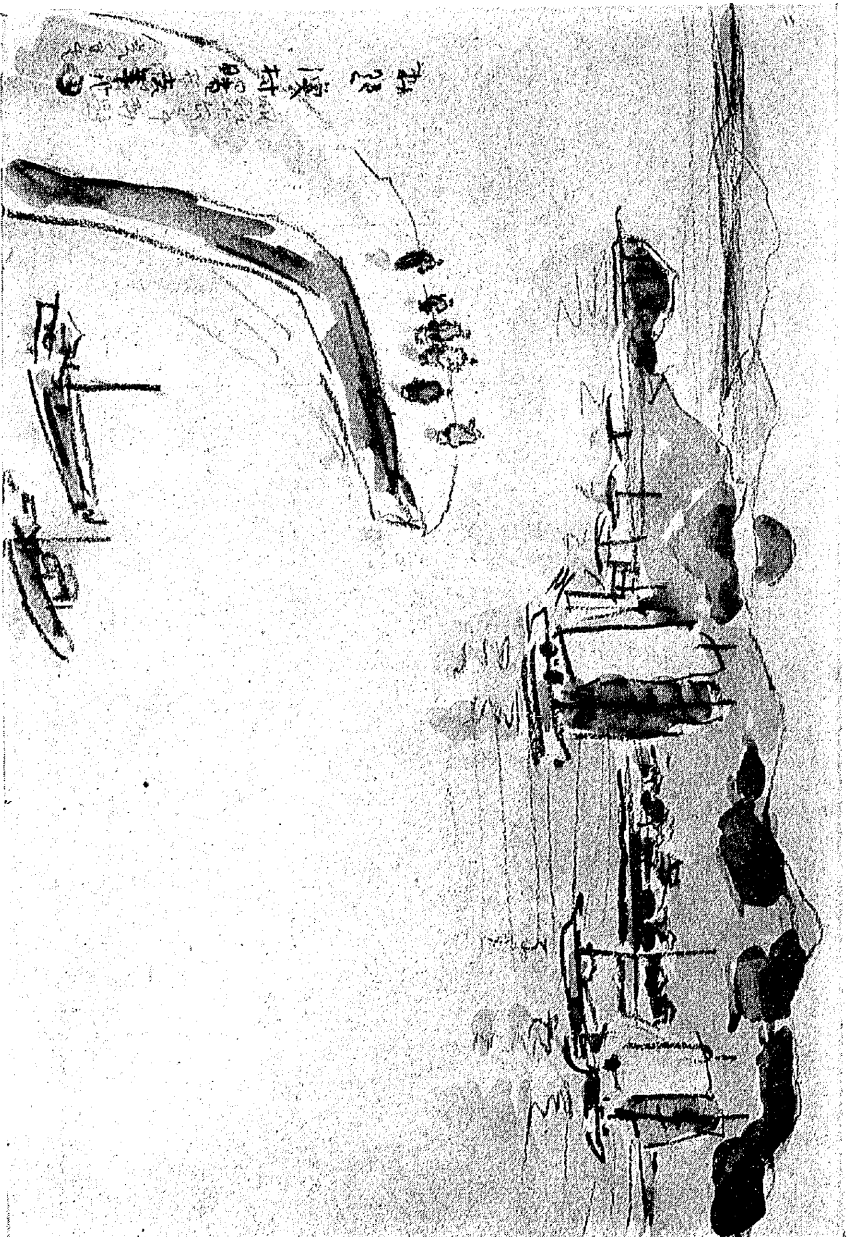
若松支店

電話 三〇三八・三三八三

振替 福岡二四五〇

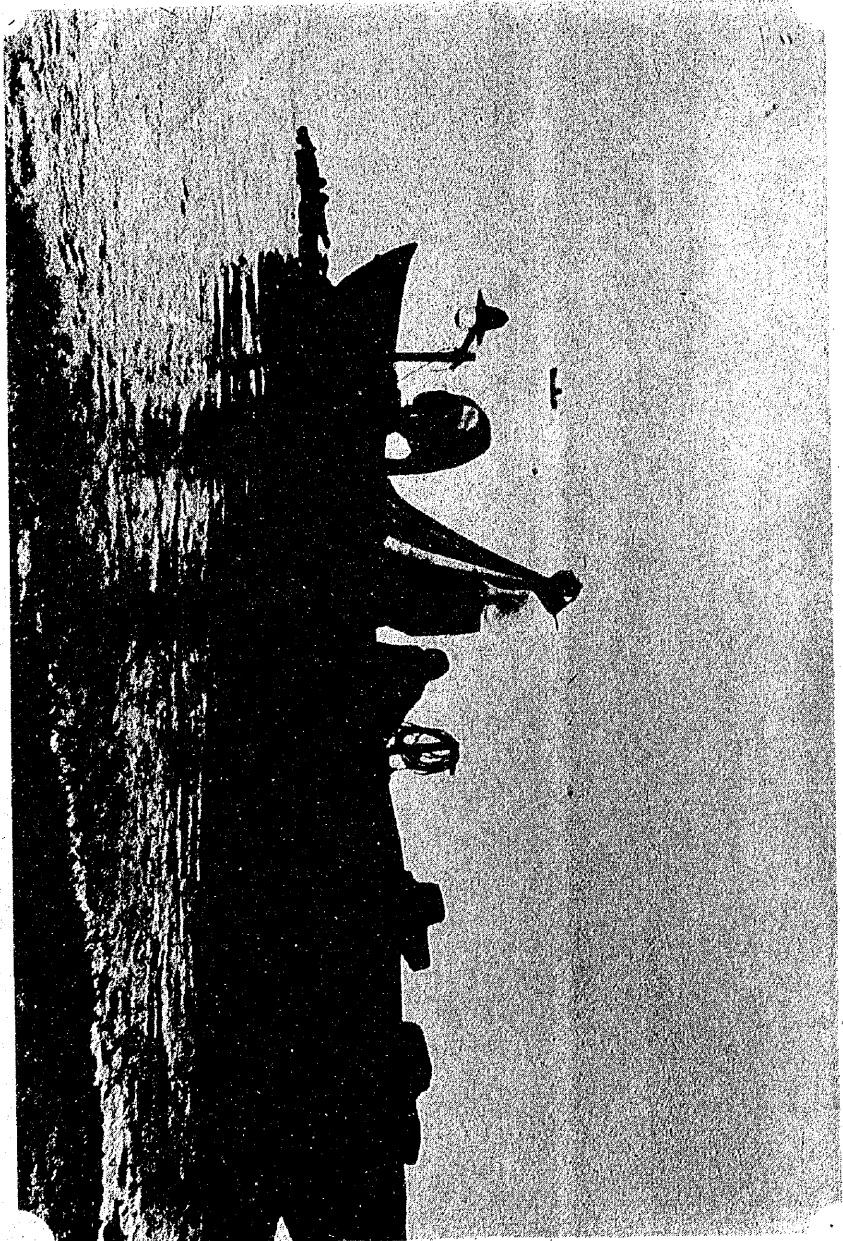
番号 下關二八四三

試筆 山本光羊



輝きの心

辛巳元月成峯
成源仙又



勅題『漁村曙』

漁村曙

燦々とあふりこぼつ陽の光り

エイエイホウと今漕ぎ出す



年頭所感

互助會石炭株式會社相談役 中島徳松

乾坤一轉して茲に聖戰五周年、輝く昭和十六年の賀春を迎ふるに當り謹みて聖壽の萬々歳を壽ぎ奉り併せて異域に辛酸を嘗められつゝある皇軍將兵各位の武運長久を祈念、戰歿將士の英靈に對しまして深甚なる感謝の意を表します。

顧みまするに昨皇紀二千六百年は洵に多事多端、外に於きましては日獨伊三國の縮盟が成り、南京に於ては汪精衛氏を首班とする新中華民國政府を正式承認致しました。茲におきまして支那事變の處理の上に、將又大東亞共榮圈確立の上に新段階を築くに至りました。内、肇國二千六百年の萬邦無比の記念すべき歳に當り八紘一字の建國精神を昂揚顯現すべく有意義な記念事業が各所に於て行はれ皇國に生を享けた我等草民、至幸至福を泌々感得致した次第であります。一面また世界の新情勢に即應對處すべく高度國家完遂の崇高なる國家至上命令となり政治に經濟に、文化等々總ゆる部門に亘る舊態制が變革せられ上御一人に歸し奉る可く雄々しき大政翼賛運動の發足を見、戰時態形を整ふるに到りました。

これ等の情勢から觀ますると本年は更らに國際情勢は複雑化して參り第三國たる米國の極東政策は對日禁輸の範圍擴大、授蔣行爲は益々露骨となり、英國のこれと相待つて小面憎きまでの敵性行爲に出するものと覺悟せねばならず一方英國に對するアメリカの援助は參戰に近いまでに及ぶでありませうし、延いて外同盟國間の縮盟は愈々堅く本格的機能を發揮す

べきに到るやも計らず一面ソ聯の動向も逆睹し難く依之見之時、實に帝國は前古未曾有の重大時機に直面してゐると申さねばなりません。支那事變の處理は尙前途遼遠であり、大東亞共榮圏の確立といふ盟邦の一翼としての民族的使命遂行を擔當致して居りますわが國は今日只々高度國家の完遂を計るより外生存の途は無いと思ひます。申す迄も無く高度國防國家を建設するには軍備の充實と生産力擴充とを計らねばなりません。軍需工業を促進するにもあらゆる産業を興隆せしむるにもエネルギー資源を爲すものが石炭であることは今更ら言を俟たない所であります。

翻つて我國の石炭需給を觀ますると逐年五、六百万噸の激増を續け産業の股賑、國力の充實を物語つて居ります。即ち昭和初頭に於きまして内地の石炭需要は年々三千万噸を前後してゐましたが滿洲事變を一契機とし世界情勢に對應して軍需工業活潑となり遂に支那事變勃發後は年間五六千万噸といふ未曾有の需要を示しこの傾向は逐年加速度的に累進の一途を辿つてゐます。特に本年度に於きましては以上述べました内外情勢に即應すべく高度國防國家完遂へ邁進致します關係上石炭の價值、増産は緊喫の重大問題であります。我々炭業者がこの超非常時下に於て些かたりとも重大役割りの一員として力を致し得る事を想ひます時、その使命の崇高にかつ責務の重大なる申すまでもありません。

石炭増産に對しての基礎的原料たる炭價の適正化の考察、資材並に勞働力の不足、休眠鑛區の整理、更らに進んでは炭鑛企業の國營化等々検討すべき点は多々ありますが他日に譲ると致しまして我々はたゞ國家が要請する石炭増産に向つて一意邁進、舊秩序の遺物たる利益追求の經濟理念を揚棄し皇道經濟の公益第一主義の大旗の下、職域奉公の誠を致し上、御一人に對し奉り臣道實踐に挺身せん事を期するものであります。

斯くてこそ悠久二千六百年の皇國は彌榮えに興隆し肇國の八紘一宇の精神は六合に光被するに到るであらう事を信じます。

今年歌の真 皇の御喜ぶ

二千六百年の御年頭、百年に一度しかない誠に芽出たき世紀の御年始を御喜び申上ぐる。當年は八紘一宇皇國大發展開運の瑞氣に満ちたる年柄と思はるゝ。他方には世界的危機の皇國未曾有の難關に登りつめた様にも思はるゝ。

こと茲に至つてはまた何をか謂はん。只々學國上下一億一心この難關を突破する努力に邁進する外はないのである。その途如何。御同様財界人としては各自その職域にあつて、高度國防に貢献する銃後の固めに粉骨碎身する外はない、高度國防上銃後戦線の光端を往くものは、先づ指を石炭と鐵に屈する、この光榮ある石炭は幸にして御同様吾どもの職分にある。この見地に於て吾どもの責任と名譽は大なるものありと謂はねばならぬ。つまり石炭を増産して今や國家危急の場合に役立て、國家をして後顧の憂なからしむる事である。國家興亡の運命を双肩に擔ふ意氣を以て石炭増産達成の臍を固めるこの御年始を機會として更に御加餐奮勵いたさうではありませんか。我等は各位の人後に尾してこの意氣を以て前古未曾有のこの國難に馳せ参じます。どうか政府要路の方にも、又日本石炭會社首脳部の方々も、この吾等の微衷を汲んで、吾等の事業を助成し、この目的を貫徹せしむるやう、切にお願いしてやまない次第である。

今や全世界は日獨伊と英米の源平が鎬を削つて實に天下分目の戰場に對峙してゐるのである。世界は實に超非常時である。運命は皇國興亡の瀬戸際に差し迫つて來てゐるのである。故に吾等の職域に對しても思ひ切つた太い線で臨機應變の

石炭増産政策に邁進せられんことを邦家の爲に切望してやまない。反面吾等の業者も又大いに自肅精進し、誠心誠意を以て當局をしてこの政策方針を出さしむる様要路を動かさうではありませんか。
聊か年頭の所感を述べて御年始の御挨拶といたします。



年 頭 所 感

石炭鑛業互助會名譽會長
互助會石炭株式會社取締役名譽會長

野 上 辰 之 助

皇紀二千六百一年の輝しき新春を迎ふに方り、謹みて、萬世無窮 上御皇室の彌榮を壽ぎ奉り、併て、聖戰五年大陸の曠野に苦戦力闘せらるゝ皇軍將士の武運長久を祈念すると共に、銃後國民の一員として更に一段と職域奉公の誠を致さん事を誓ふものである。

顧るに皇紀二千六百年は皇國史上、榮光燦たる一巨点を印し永久に記念すべき年であつた。内には大政翼賛政治並に經濟新体制の大綱を確立し、外には日獨伊樞軸同盟の締結、南京新政府の正式承認を完了し、大東亞共榮圈展開の巨歩を踏み出したのであつた。然るに、假令武力戦に關する限りには、未曾有の戦果を挙げたりと言へ、尙重慶に於ては抗日戦を叫び其の背後には敵性アングロサクソンの樂謀が活潑に躍動してゐる。茲に於て、年は改るとも尙一分一秒の体止る職分奉公、臣道實踐の大旗の下に、新たな企業概念を堅持して、八紘一宇の宏謨に翼賛し奉らねばならぬ。此の大目的達成の爲には總ゆる方面に於て大なる犠牲を甘受すべきは十分覺悟しなければならぬのである。

昨年一年間には外交、政治、經濟各方面に於て非常な改革が實行せられたが、現在最も肝要な動力資源の着眼なく亦統制強化の徹底を欠きたる憾があつた。今年三月には勞働統制が實施せられる事に至つて居るが、此等の点にも重点を置かねば増産政策、低物價政策も總て圓滿に實行は出来ないであらう。然して今日の世界情勢に於ては自由主義經濟組織の存続する限り世界の恒久平和は期し得られない。茲に於て我國に於ても資本主義的自由經濟より國家的統制經濟へ更に國家的綜合計劃經濟の確立へと飛躍を見たのである。

經濟新体制要綱はその基本方針の冒頭に於て、國家總力發揮により高度國防國家体制確立と言ふ經濟新体制の最終目的を明にした。今日に於ては、すべての企業は此の最終目的の爲の生産を確保するを目標として經營されなければならぬ。此の爲である。此の点今日の企業者の特に忘却してはならない所である、而して今日の戰爭は申上げる迄もなく昔日に比し科學の進歩と共にその資材の消耗力は數百倍にも達するに至つた。然し我國は勿論世界の資源には限度がある。此の限りある世界の資源を戰爭遂行の爲に短期間に消費すべきか、永く世界人類の平和的目的の爲に活用すべきかは、列國の爲政者の特に一考を要する所と考へる。それは何人も此の天惠の資源を永久に世界人類の爲に保持し開發し活用する事を希むであらう。

此の見地より検討すれば日獨伊樞軸に協力して世界恒久の平和を目指す協調國家聯盟を建設する事が世界列強の爲政者

が今日撰ぶ可き道と思ふ。然も此の道や八紘一字の御宏謀にも一致する所のものである。然らば先づ我國爲政者は強力なる政治力を有す事こそ最大の急務なり。幸にして我國の陸海軍の實力並びに軍律の優秀なるは世界に比類なき所であつて此の優秀なる軍部と今日の我國爲政者が一致協力して支那事變の處理に邁進し、日滿支の友交に盡力し以て大東亞共榮圈の眞の確立に努力すれば、必ずや東亞の盟主としての實力を確保し、世界の樞軸國の有力なる國家の一員としての地位を維持するを得るであらう。

然も幸ひ我東亞共榮圈内には六億有余にも達する老なる人的資源に恵まれて居り、此れが一丸となつてよき指導者の下に物的資源の開發に寄與したら、此の共榮圈に對抗反駁し得るものは必らずや消滅し去るであらう。



地底の幸
海底の幸

山本光幸

おほろかに明け渡る神戰四春の黎明
五彩の霞たなびける
大八洲をめぐる海原波立たず
稜威あまねき東半球

悠久幾千万の星霜
ただ深く地底に海底に秘められたる火石燃ゆる岩
わが友どちは神の使ぞ
燃え立たん今ぞ燃え立たん力の限り

地にわび草に憩ふ人類
相寄り相謀りて掘りなせるこの幸この地寶
鐵岩を溶かし戦さの器を鑄れば
火柱天に舞ひ地軸搖ぐ

電氣ともなれば火車走り艦艦進み
諸々の文明開化の基源の
神の使ひなる火石よ
人類これに頼りて榮えこれに依りて樂しき

宏大無邊の恵みを世界に與へよ
地にわび草に憩ふ人類伏して拜み
仰ぎて護らん
地底の幸海底の幸永遠なれ



石炭増産に一路邁進

互助會石炭株式會社專務取締役 武 内 禮 藏

茲に輝やく皇紀二千六百年、聖戰五周年の昭和十六年の新春を迎ふ。

謹みて聖壽の萬歳を壽ぎ奉り併せて皇軍將兵各位の武運長久と戰歿勇士の英靈に對し深甚なる感謝の意を表す。

想ふに本年は昨年に倍加し多事多端、國際政局の前途混沌として逆睹し難きものあり、外獨伊との盟約を堅ふし樞軸の一翼として我帝國は大東亞共榮圈確立の民族的使命遂行の重責を負荷、南京に於る新中華民國政府の正式承認は支那事變の處理、共榮權確立の上に於て新段階に到達したると雖も未だに余喘を保ちつゝ、ある蔣政權に對する第三國の露骨なる援蔣敵性行爲あり、内世界情勢に即應すべき高度國防國家の建設に伴ひ軍需工業、生産力擴充に、總ゆる産業部門に亘る最高

度の能率發揮が要請せらるゝに到つた。而して産業動力資源を爲す石炭鑛業の増産が早急重要政策として取上げらるゝに到る。宜なる哉、

我々互助會員は夙に今日あるを豫見し一昨年以來屢々政府當局に向つて建策も試みた。然るに不幸にして我々の意見は容れられず、今日石炭の不足、饑飢に遭着するに及び當局は施策に焦慮氣味さえ視はれる。我々は其の措置の余りに遅かりしを遺憾千萬に思ふものである。政府當局が從來取り來りたる石炭對策なるものを見るに増産を第二義的のものと看做し消費販賣部門に亘るの消極政策を第一義に措きたる政策の矛盾が今日の石炭不足を招來したるものに外ならざるものと思ふ。而して事茲に到りたる以上何をか言はん、而して徒らに過去に拘泥せず緊迫せる國際新情勢に即應し性まらず搖がざる

堅忍不拔の勇猛心と千万人と雖も我往かん態の牢固たる膽力とを以て敢然時艱克服に邁進すべきの秋である。わが石炭鑛業互助會は周知の如く二百余坑の石炭生産部門に、また互助會石炭株式會社は當局指定の配給部門に相携はるものである。今や歳改まり時局多岐多難の岩頭に立つ。我等は想ひを我ら職域の至高崇高に致し滅私奉公、利益追求の舊經濟觀念を止揚、公益第一の經濟理念の下、業者和衷協力只管石炭増産の國家至上命令に驀進また猛進して止まない覺悟こそ望ましき次第である。年頭に當り所懐の一端を述ぶ。

年 頭 所 感

芳ノ谷炭坑々々主 荒 牧 健 造

一陽來福して聖戰五周年昭和十六年の新春を迎ふ。謹んで萬世窮りなき御皇室の彌榮えを壽ぎ奉り遙かに皇軍將兵の武運

長久を祈る。

想ふに今や世界政局は混沌、列強互ひに軍備の整備に寧日なく帝國また外、獨伊樞軸の一翼として大東亞共榮圈確立の責務を分擔す、南京に於ける新中華民國と友好條約の締結を見たと雖いもまたに蠢動する蔣政權あり、これに對する授蔣三國の敵性行爲繼續せられ支那事變の前途俄かに逆轉す可らざるものがある。茲に於てか内外新情勢に即應すべく高度國防國家建設が要請せられ政治經濟文化等各部門に亘る舊態制は揚棄せられ即戰時態制に移行整備を急いでゐる、言ふ迄もなく高度國防國家の建設は軍備の充實と生産擴充とにあり、總ゆる産業、軍需工業の興隆促進の原動力を爲すものは即ち石炭である。石炭なくしては高度國防國家建設は不可能といつても敢て過言でない。こゝに於てか當局でも石炭増産計畫を戰時經濟運営上の鍵鑰として諸般の施策を講じつゝあり、然れども政府當局が過去に於て採り來つた石炭對策なるものは先づ第一に低物價政策として炭價引上げ停止、石炭の消費規正、増産計畫であつた。

我等業者をして言はしむれば石炭その物が有り剩つて需給調節が圓滑に行はれてゐる時代に於ける政策ならば兎も角くも今日に於ては石炭は不足をつけてゐる。恰も旱天に慈雨を望むが如く一塊の石炭と雖も冀求されてゐる時代である。而も一面需要は日に月に激増の一途を辿つてゐる。言んや生産擴充、軍需工業を興隆せしむべき緊迫したる此秋何はさて措いても第一に石炭増産に邁進す可きであらう、増産の實さえ舉がれば何も消極的な消費節約を叫ぶ必要も亦價格を無理に値下げるの要等毛頭ない。然らば石炭増産の對策如何といふに他なし「適正炭價への改訂」こそ第一義である。商工省では過ぐる昭和十三年九月商工臨時措置法第二條により一齊に炭價の大幅引下命令を發した。石炭は産業の原動力であり石炭の價格を引下げ釘付けさえすれば低物價政策は完遂するものとの見解の下に行つたものらしい、至極もつともらしく聞えるが石炭の價格のみ仰えて置きながら他面鑛山用諸資料、勞銀等は暴騰奔流することに委せ放置すること約一ヶ年、同十四年九月十八日の諸物價スツブ令で初めて一律に釘付けされた。其間の諸物價の騰貴は特に甚だしい。

一方に石炭の價格を釘付けにして置き乍ら他面生産に必要な勞銀諸物價を饒上りに奔騰せしめた跛行狀態の石炭價格を「適正」と銘打つが如き思はざるも甚だしきものと言はざるを得ぬ。而も昨年十月全國の石炭配給統制機關として日本石炭株式會社が創設せられた。依然として不適正價格は堅持せられてゐる、業者の猛烈なる陳情により當局では買取保價金又は新坑開發助成金、増産獎勵金等を交付し價格をカバーするの補助政策がとられ以て所期の石炭増産が計畫せられた然れども斯くの如き源を究めざる本末顛倒の施策に依つて果して増産所期の實績が擧げ得られたか、寧ろ斯くの如き愚策を憐むものである。

最後に命題として殘された「適正炭價とは何か」他なし、十三年の炭價引下命令當時より翌年の諸物價停止令までの一年間に於ける物價、勞銀暴騰との跛行狀態とを參酌し生産費にプラス適正利潤である。現在の炭價を一日も速かに改訂す可きである。改訂は決して値上げではない、炭價を平常に復する事である。これに依つてのみ増産が期せられるのである。今や時局は前古未會有の多事多端である。我等は新國際情勢に即應すべく皇道經濟確立のため私利私慾を放擲し公益第一主義の下、石炭増産の職域奉公に邁進せんと期するものである。當局は宜しく業者の意の存する所を酌み一日も速かに適正炭價を制定し以て官民一致協力し時艱克服に當り皇運無窮、播ぎなき國礎を築かん事を祈念して止まない。年頭に當り所懐の一端を述ぶ。

炭礦隣組の設置について

互助會 Y・A 生

最近新体制運動が叫ばるゝに従ひ、上意下達、下情上通の機關として隣組制度の實施を見るに到つたのは御承知の通り

である。言ふまでもなく、隣組の精神は、十軒なら十軒が、皆一つに心を併せ、一軒の困る家も出さず、相共に榮えて行かうと言ふにある、つまり互助の精神である。

我が石炭鑛業互助會は、昭和五年炭礦不況時代、この互助精神の下に、中小炭礦が期せずして集つて今日の基礎を作つたのであるが、十星霜を経た今日に於て、愈々炭界の爲に貢獻をなすつゝあるのは欣快に堪えない。

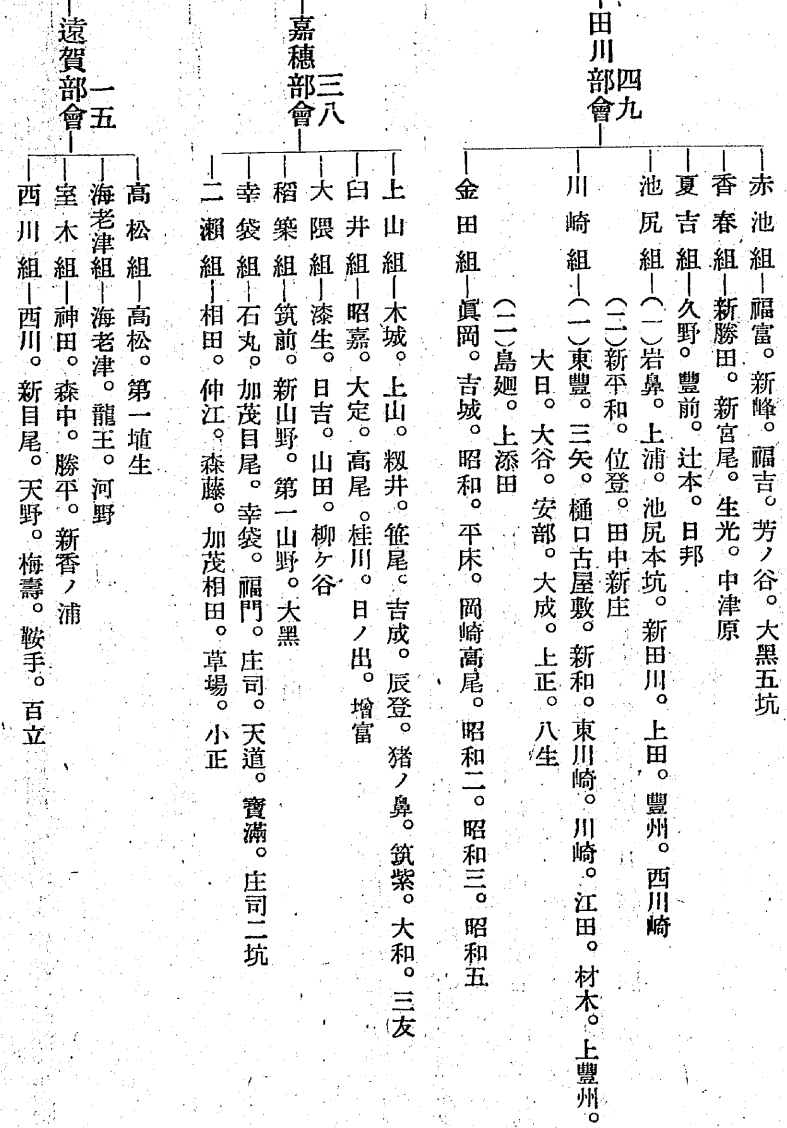
今回、本會では各所に出張所を設置する事になつたのは、この互助精神を更に大きく深く掘下げたもので、その成果は大いに期待されてゐるところである。出張所は各地方ブロック別とし、福岡地方、鞍手地方、田川地方、嘉穂地方、山口縣地方に分け、(長崎縣方面は既に支部設置されあり)福岡地方は福岡、田川地方は後藤寺、鞍手地方は直方、嘉穂地方は飯塚、山口地方は大嶺に事務所を置き、出張所毎に炭礦常會なるもの設け更にそれを細く分けて、言はゞ隣組なるものを作る事になつた、これは決して大政翼賛運動が行はれるに至つて、始めて考へ出したものではなく、出張所の設置は長い間の懸案であつた。たゞこれに翼賛運動によつて拍車をかけられたのであつて要するに我々は一年或はそれ以上も前から新体制を畫策して居つたとも言へるのである。

本會では、會員炭礦二百餘坑に對して、毎月數十種の報告を求めてゐる外に、更に特急提出すべき數種の報告を餘儀なくせらるゝものも少くない、尤もこれは臨時のものであるが、これらの書類の通達及取纏は出張所を通すに如くはなく、各炭礦も便利を得る事大であらうと信ずるのである。

殊に資材配給關係に於る炭礦隣組の利用こそ、最も期待される所であつて、例へば、炭礦隣組間に於る各種資材の配給並に融通一般書類作製上の指導及聯絡等物心共に縦横の連繫にガツシリと「スクラム」を組んで其の實を納めると云ふのが隣組のねらひである。互助會の「マーク」は手をシツカリ握り合ふて居る是れが創立當初から互助精神の徽章である此の重大時局の難關を突破するには益々此の精神を高揚すべきの秋である事を痛感し會員各位の御協力を切望する次第である。

◎ 互助會出張所設置案

石炭鑛業 互助會



直方部會	木屋瀬組 高谷。山浦。末吉。新高江。原口。新木屋瀬。宮ノ下。安武。高江。大隈 中間組 岩崎。名前。殖生 直方組 野上。本山部。小林本洞。新山部
福岡部會	龜山組 龜山。府内筑紫。須惠。上篠栗。佐谷。粕屋。宮ノ浦 早良組 早良。寶珠山
山口部會	大嶺組 山陽無煙。船木。大正。中原。生田
肥前支部	伊万里組 (一) 山代。大里。向山。大伊万里。小岩。立岩。河内野。勝田。大坪。國見 日尾。大黒。波黒。黒川 (二) 大志佐。新本山。栢ノ木。中島江口。中島斜磯。平松。大平。鯛ノ鼻 中島志佐。大成。鹿爪。上野 佐世保組 矢岳。川釣。船越。日宇。恵比須。佐世保。保立。中通。福石。江里。牧崎 第二大岳。下岳。福井。神林。皆瀬。山住。深江一。深江二。牧岳。野中。 池野三坑。新中里四坑。角山。歌ヶ浦。小佐々。岩谷。旭。三河内。香焼。 古賀。新岩屋。殿木。第一新屋敷。第二新屋敷。日之越。久間。末永

参

考

運賃共同計算制の検討

互助會石炭株式會社調査課 柏 井 亨 一 郎

「はしがき」 大東亞共榮圈海運の活動は愈々其の緒に就き、近海への船腹集中、傾向は漸次拍車づけられ、近海二三區配船の如きは遂に空前の記録を示すに至つた。共榮圈確立の推進と共に共榮圈内物資の交流は益々繁きを加へんとし、これに即應する所謂共榮圈海運の確立は緊急事となつたがこれに要する船腹は最小限度一〇、〇〇〇、〇〇〇噸と目され更に一二、〇〇〇、〇〇〇噸より一五、〇〇〇噸保有が目標とされるに至つた。この爲め船舶の徹底的擴充は時代の脚光を浴びるに至つたが世界船腹の現状更に本邦造船の現事態よりする時は之が早急なる大擴充は

不可能視さるゝの外はない。斯くて管轄官廳並業界にありては之が打開緩和策として舊臘十一月一日海運中央統制輸送組合を創設するに至つたのである。且之に並行して蒐荷の共同引受更に運賃共同計算制の採擇等然も前は既に舊臘十二月十五日よりその業務は開始せられ、後者にありても愈々來る二月一日より實施の豫定にあり。而して之が適正なる運営は此の不足せる船腹を以て最大能率の發揮を必要とする現状にあつて東亞共榮圈確立の推進力たらんとす。

然らば海運中央統制輸送組合とは如何なるものか。茲に説くまでもなく海運新体制の中核をなすものである。同組

合の目的は、其の定款第二條に於て明らかにされてゐる。即ち「高度國防國家建設」の要請に應じ海上輸送の圓滑なる遂行を圖るに在る。この目的を達成するために組合は左の諸事業を行ふ。即ち

- 一、政府の輸送計劃に基く物資輸送の共同引受
- 二、共同引受以外の物資の引受及輸送の審査並に其の共同集荷
- 三、配給の合理化及輸送能率の増進
- 四、統制の圓滑を圖るために必要な運賃共同計算の實施
- 五、其他必要な事業

これを要約すれば

- (一) 對外的に物資と船腹の一元的集約により海上輸送の圓滑を圖る。

- (二) 對外的には運賃の共同計算を實施することにより業者の利潤を抑制し且つ犠牲の衡平化を期するのが中央輸組の最大事業である。前者に關しては他日の機會に譲ることとし、こゝでは直接我々石炭業者に關連ある「運賃共同計算制の檢討」をなすも強ち徒爾ではな

いと思ふ。以下十二月號「ダイヤモンド」より抜萃したるものである。

共同計算運賃の形成

「運賃の共同計算」方法については、組合細則中に次の如く規定されてゐる。

- (一) 共同引受貨物については、左の方法により運賃の共同計算を實施するものとす。
 - イ、組合に於ては荷主より契約運賃を收得し、組合員運業者は積高に應じ組合より共同計算運賃を收得して、共同計算を行ふものとす。
 - ロ、共同計算運賃は、航路別、品種別に船型別の基準備船料に一定額（店費、危険負擔及び適正利潤等）を加算したるものより逆算するものとす。
 - ハ、遠洋航路の運賃の共同計算については、前二號に規定する方法に付、特別の定を爲すことを得るものとす。

ニ、省略

ホ、共同引受物資にして定期船舶に依り輸送するもの、處理については、その前各號の規定に拘らず、別にこれを定むるものとす。

- (二) 共同引受以外の物資につき必要あるときは(一)に規定する方法に準じ運賃の共同計算を行ふものとす。

- (三) 共同計算處理の方法については理事會の議決を経、政府の認可を受け、これを定むるものとす。即ち、組合は荷主との輸送契約に基き契約運賃を收得し、組合員たる運航業者（實際の輸送に従事した當事者）は、共同計算運賃を收得する。そして契約運賃が共同計算運賃よりも超過した場合は、その超過額を組合の共同計算勘定に積立て、反對に組合の收得する契約運賃が共同計算運賃以下の場合、その不足額を右積立金から補償することになるのである。そこで問題は、この共同計算運賃がどういふ方法によつて算出されるかといふことである。

前提の如く組合細則には「共同計算運賃は航路別、品種別に船型別の基準備船料に一定額（店費、危険負擔及び適

正利潤等）を加算したるものより逆算する」とある。これを判り易くいへば、要するに共同計算運賃査定基礎となるものは左の三項目である。

- (一) 基準備船料
- (二) 一定額（店費、危険負擔、適正利潤）
- (三) 運航費

以上を綜合したるものから逆算された運賃が、共同計算運賃となるのである。共同計算運賃算出の具体的例示は後段に譲ることとし、こゝで一應前記の三項目について簡単な説明を加へて置きたい。

基準備船料——共同計算運賃の最も重大な要素である。「備船料」は原價計算から入つて規制されるのではない。それは、所謂「基準備船料」といふ形で現はれて居るのである。この基準備船料については、後で詳しく説明するが大体現在の標準備船料を多少引下げたものを以て基準備船料とする模様である。

一定額——店費、危険負擔（所謂企業上の危険に對する負擔）及び適正利潤などを含むこの一定額は、その大部分

が運航業者の純然たる利潤を意味するものだから、これを運航利潤と見做すべきであらう。この運航利潤は、近海不定期船に對しては一噸につき一圓五十錢、遠洋不定期船に對しては三圓見當にほゞ内定してゐるといはれる。つまり共同計算運賃の中には、一定額の運航利潤が含まれてゐるのでつて、「オペレーター」の利潤をこの一定額に抑制しやうとするわけである。

運航費——備船者が負擔すべき運航上の諸費用であつてその主なるものは燃料代、汽罐用水費、仲介手数料、代理店費、港税、噸税、燈台料、棧橋料、運河通航料、水先料その他積揚荷に要する諸費用などである。この運航費は三千噸級中古型を若松—芝浦間石炭輸送に配船した場合、大体適當り三圓七、八十錢見當を通例とする。

二、共同計算の實行方法

さて、右に述べた基準備船料と運航利潤及び運航費の三つを基準として、所謂共同計算運賃×が査定されるのであるが、假にこの共同計算運賃を八〇とし、組合が荷主から取得する契約運賃を一〇〇とすれば、契約運賃は共同計算

運賃より二〇の超過となるわけであるから、この超過額二〇を組合の共同計算勘定に繰入れる。反對に共同計算運賃が一〇〇で、組合の契約運賃が八〇の場合は、その不足額二〇を右共同計算積立金の内から補償しなければならぬ併し、これは近海配船における共同計算方法であつて、遠洋配船（不定期）の場合は多少違つて来る。更に航路の「コンバイン」による場合（例へば往復航共積荷した場合乃至これに類似の配船をした場合など）の共同計算方法とか、船主が「オペレーター」へ運航を委託した場合の委託料については、別に規定されることゝなつてゐるが、これらの具体的方法に關し、組合幹部の間では次の様な案が進められてゐる。

一、遠洋不定期の實際契約運賃が共同計算運賃を超過した場合、その超過額を三分し、組合船主及び運航者が、それ〴〵その一を取得する。運航者自家船（船主自營）の場合は組合一運航者の二の割合を以て取得する反對に契約運賃が共同計算運賃に達しない場合は、その不足額を運航者へ補償する。但し運航利潤は近海を一圓五十錢

遠洋を三圓とし、この一定額を基準備船料、運航諸費に加へたものから逆算して共同計算運賃が査定されることは既述の通りだが不足額補償の場合の遠洋共同計算運賃

は、運航利潤を一圓五十錢に半減したものから形成される。これは遠洋配船が近海よりも遙かに高採算であるため、共同計算による遠洋運賃の補償額を近海並みに低くしたわけで一口にいへば遠洋の採算が近海の水準まで低下しなければ補償されないのである。

一、組合細則中に「往復航共に積荷したる場合及びこれに類似の配船を爲したる場合の共同計算はその都度審査してこれを定むるものとす」とあるが、航路の「コンバイン」によつて生じた利益は、組合に歸屬せしめる。併し運航者に對しては相當の賞與金を交付してこれを奨励する。

一、運航委託の場合は、手数料として船主は運航業者に對し共同計算運賃の五分を支拂ふ。

右のやうな方法が最終的決定をみるまでには、尙多少の修正が施されるかも知れないが、大体こんなところに落付く

ことになるであらう。定期船については別な規定が設けられるが、これについてはまだ具体的な表示が無い。

三、基準備船料

以上述べたところによつて、今回實施されんとする運賃共同計算の具体的方法が大体諒解されたことゝ思はれるが、こゝで先づ指摘されなければならないことは、この共同計算運賃の根幹をなす備船料が前にもいつたやうに原價計算に基いて形成されたものでないからこの点に根本的な缺陷を持つといふことである。そも〴〵共同計算の目標が適正運賃の規制にありとすれば、その運賃の基礎をなす備船料自体から適正化してかゝらねば意味をなさないことは、茲に説くまでもない。そこで適正備船料を規制するためにはどうしても船價、保険料、金利、修繕費、船員給食料など船舶の原價計算から入つて算出されねばならないのである運賃適正化の爲め備船料の原價計算制を採るべしとの意見は、海運界内部でも一時相當有力であつたことは事實である。ところが實際問題として、備船料の原價計算を行ふことは極めて困難な事柄であつて、到底一朝一夕に片づけら

るべきものではない。それが至難の業でないことを悟つた業者は、そこで備船料の原價計算をひと先づ取止めることとし、それに代る所謂「基準備船料」を以て、暫く共同計算運賃を作り出す基礎としたのである。

この基準備船料とはどんなものか。——それはまだ決定的なものではないからこゝで斷定は出来ないが、中央輸組上層部の案によれば現在の標準備船料（基本料率）に、船費補償割當（應當り最高一圓二十五錢、最低五十錢）を半減して加算したるものを以て共同計算運賃の基準備船料とする。但し新造船の場合は、新造船割増（基本料率の二割増）を加算する。

といふのである。即ち共同計算運賃の基準備船料は、現行備船料における短期割増（備船契約期間六ヶ月未満の場合基本料率の一割増）が廢止され、船費補償割増が半減されるので、備船料はそれだけ引下げられることとなるわけである。いま、右にしたがひ船型別基準備船料を表示し、現行備船料と對照すると次の如くなる。

（單位圓）

船型(重量噸)	基準料率	現行料率
一〇、〇〇〇噸型	五・三五〇	六・〇〇〇
八一九、〇〇〇同	五・七〇〇	六・四〇〇
七、〇〇〇同	六・二五〇	七・〇〇〇
六、〇〇〇同	六・六〇〇	七・三〇〇
五、〇〇〇同	七・二五〇	八・〇〇〇
四、〇〇〇同	七・九〇〇	九・〇〇〇
三、〇〇〇同	八・六五〇	一〇・〇〇〇
二、五〇〇同	九・六五〇	一一・三〇〇
二、〇〇〇同	一一・三〇〇	一三・六〇〇

（備考）「基本料率」は現在の標準備船料の基本料率に船費補償割増（半減）を加へたもの、「現行料率」は現在の標準備船料の基本料率に短期割増及び船費補償割増を加へたもの。

現在の備船料に比べて基準備船料は最高一圓五十二錢、最低五十七錢の値下りとなり、全体を平均して一割三分方の引下げを見ることがとなる。これだけ船主の収益が減少するわけだが、併し、もしもこの備船料を原價計算から入つ

て算定し、運賃同様の建前で備船料の共同計算が行はれる時、船主の利潤はもつと抑制されることを、僅々一割三分程度の減収に止めて、船主の犠牲を軽くしやうといふわけである。この点から考へれば、備船料の原價計算放棄——したがつて備船料自体の共同計算制の取止めはあながち、原價計算が困難だといふ理由ばかりでなく、船主収益の減少を可及的に避けやうとする意圖も多分に含まれてゐることがいへるのである。

何れにせよ、備船料が原價計算の建前を採らないとすれば、適正運賃は止まれない。

四、契約運賃

次に契約運賃について少し述べよう。中央輸組細則中に「組合に於ては荷主より契約運賃を收得し、組合員は積高に應じ組合より共同計算運賃を收得して共同計算を行ふものとす」とあり、更に「契約運賃は公定額、代行公定額、代行停止額その他政府の認可又は指示したる額によるものとす」と規定されてゐる。つまり契約運賃とは中央輸送組合が荷主から收得する運賃を指すのであるが、この契約運賃なる

ものは現行運賃（代行停止額又は政府認可額）と比べてどう變るか、問題はその点にある。目下逓信局及び民間側で契約運賃となるべき新公定運賃（或は代行公定額乃至代行停止額）の審査を進めてゐるが、村田遞相が去る十月下旬西下の途中、その車中談に於て「一般に公定運賃を引下げ、意向はない」と表明したやうに新公定運賃は引下げられず、大体に於て現行運賃を踏襲するものと豫想される。たとへ引下げられるとしても、それは凸面の甚だしい部分を是正する程度で、全体としては極めて輕微な引下げにしかならないであらうといはれてゐる。

- こゝで我々は、備船料が原價計算に基いて規制されないのは、次の三つの理由に因ることが一層はつきりと合点されるのである。
- 一、備船料自体の原價計算が困難なこと
 - 一、原價計算は究極するところ備船料の引下げとなつて、船主収益の減少を齎す

一、備船料に原價計算制を採れば必然的に運賃の引下げを行はざるを得なくなる。したがつて對外的に運賃の現

維持を圖るためには、備船料もまた出來得る限り現
 狀を變へないことであつて、今回實施せんとする運
 賃共同計算の目標が、どこにあるかが自ら判然として
 來るのである。

五、共同計算の具体的例示

こゝで結論に入る前に、運賃の共同計算が實施された場
 合、組合が荷主から收得する契約運賃に對して共同計算運
 賃がどういふ關係となるか、二、三の例を示してみよう。
 尙ほ斷つて置くが、契約運賃は現行標準運賃をそのまま用
 ひることとし、共同計算運賃の基準備船料は前述の如く現
 在の基本料率に船費補償割増(半減)を加へたものから形
 成した。

(A) 重量三、四〇〇噸型中古船を若松—芝浦間石炭輸
 送に配船した場合

- 一、貨物積載數量(石炭)三、〇〇〇噸
- 一、運賃(一噸に付)……四圓八〇錢
- 一、所要日數(大阪フリーとし)……
- 八、七日間(航海日數五日、碇泊日數二、七日、これに

一日のスペースを見込む)

- 一、右の運航費……………三、七七六、二〇圓
- 内 譯

焚料炭代……………	二、七五二、七〇圓
水先料……………	四〇〇・〇〇
手數料……………	三六〇・〇〇
罐水料……………	四三・五〇
代理店費……………	七〇・〇〇
其他雜費……………	二〇〇・〇〇
一、運賃收入……………	一四、四〇〇・〇〇

(② ¥4.80 × 3000 = ¥14,400.00)

即ち、右運賃一萬四千四百圓が組合の收得する契約運賃
 であるがこれに對し共同計算運賃は一萬三千七百五十四圓
 四十九錢となる。

その算出方法は

- ① 8.62 + 1.50 = 10.12
- ② 10.12 × 3400 = 34,408.00
- ③ 34,408.00 ÷ 30 = 1,146.93

⑥ Z十運航諸費=共同計算運賃收入

組合の收得する契約運賃を「チャーター・スペース」に換
 算すると、前記若松—芝浦配船の場合十圓七十七錢と
 なるが、同一船舶を左の諸航路へ引續き配船したとすると
 その「スペース」は夫々左の通りとなる。

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 若松—芝浦(石炭)…………… | 10.77圓 |
| ② 釧路—大阪(同)…………… | 10.37 |
| ③ 大阪—鎮南浦(鐵石、雜貨)…………… | 14.78 |
| ④ 鎮南浦—伏木(無煙炭)…………… | 15.85 |
| ⑤ 小樽—名古屋(木材)…………… | 18.21 |
| ⑥ 名古屋、阪神—大連(雜貨)…………… | 14.71 |
| ⑦ 五島—尾道(塩)…………… | 11.24 |
| ⑧ 三池—上海(石炭)…………… | 10.57 |
| ⑨ 馬鞍山—八幡(鐵、鐵石)…………… | 9.36 |

(註) 若松—芝浦を含む運航所要日數106日、航海計算
 は省略す。

即ち其標準備船料の八圓六十一錢に對し共同計算運賃は右の

かくて契約運賃は、共同計算運賃を超過すること六百四
 十四圓五十一錢である。即ち左の通り。

契約運賃 共同計算運賃 差額

14,400.00 - 13,754.49 = 645.51

この超過額六百四十五圓余が、組合の共同計算勘定へ繰
 入れられる。尙ほ右共同計算運賃算出に當つては、最初
 から運航利潤(運賃の一圓五十錢)が繰込まれてゐるから
 運航者は前記若松—芝浦の石炭輸送によつて千四百七十
 九圓の運航利潤(ハ、プロ分)を收得する。

共同計算運賃算出方式

共同計算運賃は下記の方法により算出される。

- ① 基準備船料+運航利潤=X
- ② X×重量噸數=Y(1ヶ月ノ額)
- ③ Y÷30日=Z(1日ノ額)
- ④ Z×所要日數=Z'(運航費を除いた收入)

通りであつて、その内、三、四、五、六は何れも十三圓から十五圓以上の好採算に廻るのであるから、若松—芝浦の場合は共同計算運賃収入と契約運賃収入との差額は尠かつたけれども、右好採算航路へ配船した場合に於ては、共同計算運賃収入に比べて契約運賃収入は著しく膨脹することとなる。その差額は共同計算勘定へ繰入れられるので契約運賃収入超過額が大きければ大きい程、組合の積立金が増高するわけである。

(B) 重量八、二〇〇噸型中古船をバトバハ—八幡間鐵石輸送に配船した場合

- 一、貨物積載數量(鐵石) 七、五〇〇噸
 - 一、運賃(一噸に付) 一一圓二五錢
 - 一、所要日數(大阪「フリー」として)三四、五日間(航海日數二五日碇泊日數八日半、これに一日の「スベア」を見込む)
 - 一、右の運航費……………二一、〇五七・三七圓
 - 一、運賃収入……………八四、三五七・〇〇圓
- (@ $11.25 \times 7500 \text{噸} = 184,375.00$)

右契約運賃に對する共同計算運賃は

- ① $5.70 + 1.50 = 7.20$
 - ② $7.20 \times 8200 = 59,040.00$
 - ③ $59,040.00 \div 30 = 1,968.00$
 - ④ $1,968.00 \times 344 = 67,896.00$
 - ⑤ $67,896.00 + 21,057.37 = 88,953.37$
- 井田平鐵礦 徳島鐵礦 鐵石
- $88,953.37 - 84,375.00 = 4,578.37$

つまり低採算貨物として知られてゐる南洋鐵石を運んだ場合は、契約運賃収入が共同計算運賃収入を下廻ることとなり、その不足額四千五百七十八圓三十七錢を組合積立金から補償されるわけである併し、共同計算運賃の算定に當つて、一定額の運航利潤が既に織込まれてゐるのであるから契約運賃がたとへ低率であらうとも、運航業者は右鐵石輸送に於て一萬四千四百四十五圓の運航利潤を保證されてゐるのである。最後に同一船舶によつて遠洋航路に配船した場合をみやう。

(C) 重量八、二〇〇噸型中古船をポートランド(北米)

上海間小麦輸送に配船した場合

- 一、貨物積載數量(小麦)……………七、〇〇〇噸
 - 一、運賃……………(一噸に付)……………一一弗二五仙
 - 一、所要日數……………六七日間
 - 一、右の運航費……………一三四、五三二・四六圓
 - 一、運賃収入……………三三六、二六二・五〇圓
- この場合の契約運賃収入は三十六萬六千二百余圓、これに對する共同計算運賃収入は左の如く二十九萬三千八百余圓となる。

- ① $5.70 + 3.00 = 8.80$
- ② $8.70 \times 8200 = 71,340.00$
- ③ $71,340.00 \div 30 = 2,378.00$
- ④ $2,378.00 \times 67 = 159,326.00$
- ⑤ $159,326.00 + 134,532.46 = 293,858.46$

かくて契約運賃収入は共同計算運賃収入を超過すること四萬二千四百四圓四錢に上るが、此超過利益を遠洋の場合には三分して、組合船主、運航業者が各々一を取得する。若も船主が自營する場合は三分の二を船主が取得し、残る三

分の一は組合が取得して共同計算勘定に繰入れられる。遠洋配船に於る運航利潤は、近海の倍額、應當り三圓であるから、この運航利潤のほかに右契約運賃収入の超過額の一部を取得することになる。

- 運航業者はこの場合
- 運航利潤……………五四、九四〇圓
- 超過運賃の三分の一……………一四、一三五圓
- 計……………六九、〇七五圓

の収入となり、更に船主が自營した場合に於ては備船料中に含まれた船主利潤▲運航業者としての一の利潤▲遠洋の超過運賃の三分の二の取得によりて利潤を三重に收得することになるので、自營船主ほど割が良いといふ結論が生れて来る。

共同計算の実施に先つて、中央輸送組合では精細な共同計算運賃を査定しやうと企圖してゐる。計劃によれば、全貨物の運賃を航路別、船型別に巨細に細別算定するときはその種目は實に數方の老大な數に上るといはれるから、この査定だけでもなか／＼容易なことではない。ところで共

同計算運賃を最初からり上げるためには、先づ「運航費」の査定からかゝらねばならない。組合の意圖するところでは、各種の事情を参酌して、航路別に、且つ船型別に細別した適正妥當な運航費を規制する。そして實際の運航費が右規制率以下で済んだ場合は、その差額は運航業者の収益に歸せしめ、反對に規制率以上に運航費が膨脹した場合は運航利潤の中から賄はせるといふのである。

併し純理論からいへば、共同計算運賃なるものは、一つの運送契約が完遂された後にはじめて算出されるべきものであつて、逆にはじめから査定してかゝるのでは、原價計算備船料の基礎の上に形成されないことによつて、既に根本的な缺陷を持つ共同計算運賃をして適正運賃たるの性格を益々薄弱ならしめるものと一部から指摘されてゐる。

六、結 論

以上述べて来たところを要約すると

一、共同計算運賃は、基準備船料に一定額の運航利潤と運航諸費を加へたものから逆算されるがこの基準備船料が原價計算に基いて算出されるのでないから適正運賃の査

定は望まれない。

一、共同計算の實施により、不採算航路も好採算航路も一律に衡平化され、業者の利潤が抑制統一される。

一、しかし荷主との契約運賃は、大体現行運賃を公定化して踏襲することになるから、對荷主運賃の適正化は行はれない。

一、この共同計算を實施するときは、結局共同計算勘定に繰入れられる部分が多いから、したがつて組合の積立金は累増するであらう。この積立金を以て、海運界將來の不況時に備へ、また本邦船腹擴充資金に充てやうといふのが業界平素の意向である。

即ち、今日實施されんとする運賃共同計算の目標は對外的に運賃の引下げを行ひ、低物價政策へ寄與するといふ点にあるのではなくして、究極するところ業者自身の収益の不均衡を是正し、且は抑制せんとするにあるのである。

× × × × ×

福 礦 局 主 催

勞 務 者 懇 談 會

十二月二十二日、午後一時より福礦局主催の下に佐世保飯塚、宇部の三ヶ所に於て勞務者の体験を語る會が催されたが、これは新聞にも傳へられた如く福礦局の新らしい試みとして、各方面から注目されてゐる。出席者は福礦局の指名によるもので飯塚地方では、三井、山野、麻生、長田日鐵、二瀬、古河、下山田、三菱、飯塚、久恒、猪之鼻、日本炭業、新山野の七坑が各坑より男三名、女一名、飯塚商工會議所に集合、主催者側より、本總務部長、小翠飯塚福礦局出張所長、福礦聯幹事外出席した。

懇談は、橋本部長が座長兼進行係となつて出席者一同菓子をつまみつゝ終始和やかな空氣の中に進行、五時半終了した。

尙第二次近衛内閣成立當時近衛首相の側近にあり所謂今日の新体制の計畫に参畫された岸道三氏、それからほるく

徳島縣より筑豊の天地に乗込んで身村助役でありながら、自から勤勞報國の模範を垂れてつるばしを振はれる堀江氏も特に出席され、各々一場の挨拶もあり、出席者少からざる感銘を受けた。席上橋本部長の挨拶要旨は左の通り。

本日諸君には公休日でそれ／＼の御用事があられたと思ふが拜つて御出席になつた事は感謝に堪えない。

茲にこの懇談會を催した趣旨を述べれば現在福礦報國會といふものにつかれて毎日孜々としてその職務にいそまれて居られる。どうして福礦報國運動が必要となつて来たか、最近に於ける我々の状態は御存知の通りで今更説明の要もないが、三國同盟により味方も出来たりに責任も重大になり殊に對外關係も緊迫して来た。諸君は福礦報國運動に参加して着々と功績もあげて来たが物動地畫を完遂せねばならぬ。昭和十六年を境として一段と努力せねばならぬと思ふ。

時恰も大政翼賛運動が唱へられて来たがどういふ事か一口に言へば一億一心を以て國難を打開しなければならぬと言ふ事である。従來は自由主義で勝手氣儘な事が出来

た。品物も豊富なら金もあつた。いくら使つても他に迷惑を及ぼす事も國策に背他する事もなかつた。しかし、今日では金もないし、品物も少い、一人の人が勝手な行をすれば直に國策に支障を來す事になつて來た。

この際どうしても小我を捨て國策に協力しなければならぬのである。政黨の解消もその爲である。とに角、國民が我意の爲に争ふ事は一切御破算にして出直さうと言ふので大政黨賛會と言ふものが出來たのである。それならば我々はどうしたらいいか。中には近衛さんが一人をやつてくれるんだと思つてゐる人もないではない。それは間違ひである。國民の一人々々が指導者となり、實行家となつてやらなくてはならぬ。他力本願と言ふ言葉があるが他力本願ではいけない。それにはどうしても從來のバラ／＼のやり方をかへて一億の國民が一心になつて國に奉じなければならぬ。我々の方では早くから鑛山一家と言ふ事を唱へてゐる。これまで事業主と移動者との間に一致を欠いた点もないではなかつたが、この際各自の立場主張は御破算にして一つの家族として共に働かう

と言ふ意味である。

要するに鑛山に働いてゐる人はその持場々々の仕事に勵んで一疋でも石炭を多くしたらそれでいいのです。職域奉公とはその意味である、だから諸君は何も大政黨賛運動が起つたからといつて慌てる必要はない。

殊に我々は昭和十二年十二月五日を期して福岡鑛山監督局管内全鑛山を糾合して鑛業報國運動を起してゐる。言はば我々の方が進んでゐて、一般社會は遅れてゐたと言ふ事になる。故に我々は先覺者としての誇りと自覺を以て更に今の運動を大きくすればそれでいいのである。總理大臣も言はれてゐる通り新体制は上意下達、下情上通の期間である。我々も役人としても働かしてもらつてゐる以上日夜鑛業の爲に諸君の利益になるや延いて國家の爲になる様、やつてゐるが、或は見當違ひの事があるかも知れない。何と言つても皆さんが働かねば我々がどんなにあせつても石炭は出來ないのである。諸君と懇談の席を設けた所似もそこにある。どうか本日は腹藏なく皆さんの御意見を伺ひたいものである。

法 令

従業者移動防止令の

内容と其の運用方針

まへがき 従業者雇入制限令の強化に關しては本誌で既にしばしば報道し來つた通りであるが、同雇入制限令を改正強化した「従業者移動防止令」は昨年十一月九日附官報を以て公布、十一月二十日から愈々實施された。依つて本號に於ては今回公布せられた従業者移動防止令と舊雇入制限令とどう違ふか、更に移動防止令の運用は如何にして行はれるか——等々の點について詳述して見ることにした。

雇入制限令と移動防止令との相違點

先づ説明の順序として今回公布せられた従業者移動防止令と従前の従業者雇入制限令とはどういふ點が相違してゐるか、といふ問題から筆を進めてみよう。即ち、兩勅令の

相違點中主なるものを擧げてみると——先づ第一に制限の

對象となる従業者の範圍が非常に擴張されたこと、第二には従業者雇入制限令になかつた各種の制限規定が新たに設けられたことの二つであるといへる。尙、此の二つの相違點を更に具體的に説明してみると、先づ第一の適用範圍の擴張としては——

- 一、従業者雇入制限令の適用を受ける従業者の範圍は年齢十六歳以上五十歳未満の男子であつたが、此度の従業者移動防止令では十四歳以上六十歳未満の男子とせられたこと
- 二、雇入制限令に依り制限を受ける従業者は、指定の職種に引續き三月以上従事してゐる者若は指定従業者にして退職後六月（技術者は二年）以内の者に限られてゐたが移動防止令では指定の事業若は職種に引續き一月以上従事してゐる者若は退職後一年以内の者を制限の對象とする様にしたこと
- 三、雇入制限令に依る指定従業者は例へば旋盤工や銀冶工といつた一定の職種に該當するものに限られてゐたが、

移動防止令に於ては軍需産業その他國策遂行上必要な事業を営む工場、事業場等に於て使用せられる職工、鑛夫、鐵道従業員及び郵便集配手等の大部分を指定従業者として制限の対象としたこと

等、適用範囲は非常に廣範圍に擴張せられたのである。更に第二の新たに設けられた制限規定中主なるものを挙げてみると

一、工場、事業場の事業主に對し、他人を雇入れる場合に其の者が指定従業者であるかを調査確認すべき義務を課したこと（令第四條第一項）

二、指定従業者に對しても其の者が工場、事業場等に雇傭される場合は、自己の前歴を雇傭せんとする事業主を通じて所轄職業紹介所に報告すべき義務を課したこと（令第四條第二項）

三、引拔行為を防止する見地から現職に在る指定従業者に對し、自己又は他人の被傭者となるやう勸誘することを禁止したこと（令第三條）

四、従來の如く工場、事業場等に於て勞務供給契約に基

て指定従業者を雇入れることを禁止したこと（令第六條）

五、移動防止令に違反して指定従業者を雇入れた雇傭主に對し、職業紹介所長は其の雇入れた指定従業者を解雇する様命令し得ることとしたこと（令第八條）

六、地方長官が従業者の移動防止上必要ありと認められた場合は、工場、事業場に對して指定従業者に限らず一般勞務者の雇入方法に關して必要な命令をなし得ることとしたこと（令第十一條）

一以上の通りである。尙、従來の雇入制限令に於ては工場、事業場等から報告を徴し、又は臨檢、検査をなす權限は單に職業紹介所長に限られてゐたが、今度の移動防止令では厚生省職業部の官吏及び道府縣職業課の官吏と雖も必要なる報告を徴し、臨檢、検査をなし得る權限を與へられた。此の點は今後に於ける移動防止令の運用上特に注目すべき改正であるといへる。

適用従業者の範圍

移動防止令に依り移動を制限せられた所謂「指定従業者」の範圍は、令第二條に規定されてゐる通り年齢十四歳以上

六十歳未満の男子にして

一、厚生大臣の指定する事業を営む工場、事業場其他の場所に於て引續き一月以上雇傭契約に基いて使用せられる指定する勞務者として使用される者

二、厚生大臣の指定する事業を営む工場、事業場其他の場所に於て引續き一月以上雇傭契約に基いて使用せられ昭和十五年十一月二十日以後に於て退職し、其の退職の日より一年を経過しない者

三、引續き一月以上雇傭契約に基いて厚生大臣の指定する技術者として使用せられる者

四、引續き一月以上雇傭契約に基き技術者として使用せられ、昭和十五年十一月二十日以後に於て退職し、其の退職の日より一年を経過しない者

——以上の中、何れかに該當する者が「指定従業者」として移動制限の対象となるのである。

指定の勞務者

移動防止令の適用を受ける指定勞務者の中には現職の勞務者と、前歴者たる勞務者の二つあるが、その中、現職に

在る指定勞務者といふのは、厚生大臣の指定する左記の事業を営む工場、事業場等に於て現に使用せられてゐる者といふのである。

従業者移動防止令第二條第一號ノ事業指定

- 一、採鑛業
 - 二、金屬工業
 - 三、機械器具工業（船舶車輛製造業ヲ含ム）
 - 四、化學工業（化學纖維製造業ヲ含ム）
 - 五、ガス業及電氣業
 - 六、窯業及土石加工業中左ニ掲グル事業
 - (一) 電氣用、醫療用、耐酸耐熱用陶磁器及ガラス製品製造業
 - (二) 光學ガラス及安全ガラス製造業
 - (三) セメント製造業
 - (四) 耐火煉瓦及耐火物製造業
 - (五) 石棉製品製造業
 - 七、製材及合板業
 - 八、衛生材料品製造業
 - 九、ベルト製造業
 - 十、鐵道及軌道業
 - 十一、自動車業
 - 十二、航空業
 - 十三、小運送業（小運送業法ニ依ル小運送業以外ノ事業ヲ除ク）
 - 十四、通信事業
- 更に厚生大臣の指定する左記各號の勞務者として現に他人

に使用せられてゐる者も令第二條第一項第一號の「現職の指定勞務者」の中に入るのである。

從業者移動防止令第二條第一號ノ勞務者指定

- 一、職工（製圖手、企畫手ヲ含ム）
- 二、鑛夫
- 三、電工（電力電機工、電力電路工、通信電機工、通信電路工以外ノモノヲ除ク）
- 四、汽罐士
- 五、通信士
- 六、航空機整備員
- 七、運送從業員（小運送業法ニ依ル小運送業ニ從事スル運送從業員以外ノモノヲ除ク）
- 八、郵便及電報集配員

しかしして右の指定勞務者の中、「職工」の中には技工、工員其他名稱の如何を問はず製鍊、熔融、運轉、操作、製圖、現圖、郵書、製造、加工、成型、仕上、組立、取付、敷設、架設、裝置、修理、保全、調整、選別、荷造、包裝檢量、汽罐操作、運搬、實驗、分析、檢査、企畫其他之に類する作業に従事してゐる一切の者を含んでをり、「鑛夫」の中には鑛業法の適用を受ける鑛山（石炭山を含む）又は工場に於ける採鑛、試錐、開鑿、鑿井、汲油、支柱、充

填、運搬、機械運轉、工作、電氣、選鑛、選炭、製鍊其他之に類する作業に従業してゐる者の總てを包含し、「通信士」の中には有線電信又は無線電信の發受信操作に従事してゐる者が含まれる。次に「航空機整備員」の中には飛行場等に於て航空機及び其の附屬品の點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、飛行準備、滑走の補助等、地上勤務作業に従事する者の總てを含み、「運送從業員」の中には小運送業法に依る小運送店（例へば丸通の如き）に於て運搬、積卸、荷捌、荷造、檢量其他之に類する作業に従事してゐる者の總てを含んでゐるのである。併し以上に例示した職工、鑛夫、運送從業員等の中、日々雇入れられる所謂日傭人夫は「指定勞務者」の中には含まれないことになつてゐる。

尚、前掲の指定事業の中、化學工業の中には化粧品製造業、蓄音機及レコード製造業、人造香料製造業等は含まれない。又鐵道及軌道業、自動車業等に従事してゐる勞務者の中、主として事務に従事してゐる者は本令に謂ふ指定勞務者の中には入らないのである。更に又、從來紡績工場等

に於て機械の修繕作業に従事してゐた旋盤工、銀冶工等は從業者雇制限令に依る指定從業者として雇制限の適用を受けてゐるが、今度の移動防止令では紡績工業が指定事業の中に含まれてゐない關係上、紡績工場に従事してゐる旋盤工や銀冶工は移動防止令の適用を受けないことになるから注意を要する。

尚、令第二條第一項第一號の「引續き一年以上」といふのは、同一の工場又は事業場に於て一月以上雇備されてゐることを謂ふのであつて、例へばAの工場で半月働きBの工場で半月働いたやうな場合は「引續き一年以上」の中には入らないのである。

次に令第二條第一項第二號に規定されてゐる所謂「前歴者たる指定勞務者」といふのは、嘗ては厚生大臣の指定する事業（前掲参照）に使用せられてゐたが現在では退職してゐる者を謂ふのである。即ち、その退職が昭和十五年十一月二十日以前である場合は退職の日より六ヶ月間、昭和十五年十一月二十日以後の場合は退職の日より一ヶ年間は夫々「前歴者」として移動制限の對象となる。従つて令第

二條第一項第一號の厚生大臣の指定する工場、事業場其他の場所に於て雇備せられてゐた勞務者が、例へば昭和十五年十一月一日に退職した場合は昭和十六年四月三十日迄は本令に依る指定從業者として其の雇入れを制限せられ（但し此の場合は舊雇制限令に依る指定の職業に従事してゐる者に限る）昭和十五年十一月三十日に退職した場合は昭和十六年十一月二十九日迄は其の雇入れを制限せられることになるのである。其の間假令厚生大臣の指定する工場、事業場其他の場所以外の、例へば商店のやうな所に使用されてゐても「前歴者」といふ點には變りがないのである。

指定の技術者

移動防止令の對象となる指定の技術者は令第二條第一項第三號の「現職に在る技術者」と同第四號の「前歴者たる技術者」の二つがある。即ち、本令に依り移動制限を受ける技術者の範圍は左の通りである。

從業者移動防止令第二條第三號ノ技術者ノ

指定

- 一、鑛山技術者（採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 二、冶金技術者（金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 三、電氣技術者（電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 四、電氣通信技術者（有線電氣電話機、無線電氣電話機【放送用ヲ含ム】電氣裝置、電氣信號機等ノ電氣通信機械器具ノ製作、取附、修繕、又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 五、機械技術者（陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 六、航空機技術者（航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）【航空機用原動機製作ニ從事スル者ヲ除ク】
- 七、造船技術者（造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 八、化學技術者（有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
- 九、木工技術者（製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ

修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

十、窯業技術者（セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

即ち、現職に在る指定の技術者といふのは前掲の指定技術者に該当するものであつて、引續き同一の工場、事業場其の他の場所に於て一月以上雇傭契約に基き使用せられてゐる者をいふのである。此の場合特に注意して置かねばならぬことは、これら技術者の使用せられる場所が勞務者のやうに厚生大臣の指定する工場、事業場其の他の場所であるのと否とを問はず、前掲の指定技術者として引續き一月以上使用せられてゐる場合は總て本令に依る制限の對象となるといふことである。従つて厚生大臣の指定する技術者である限り、其の技術者が例へば紡績工場、化粧品工場、研究所、百貨店、販賣會社等に於て使用せられてゐても、引續き一月以上使用せられてゐる場合は當然本令に依る移動制限の對象となるのである。

次に前歴者たる技術者といふのは前掲の指定技術者であつて退職の日より一年以内の者をいふのである。退職後一年以上他人に使用せられてゐない場合は勞務者同様に本令

に依る制限の對象とならない。舊雇入制限令の指定技術者で昭和十五年十一月二十日以前に退職した者も、退職した日から一年以内は當然移動防止令に依る前歴の技術者として移動制限の對象となるのである。

指定従業者の雇入

移動防止令に於ては工場、事業場に於て使用する爲又は指定技術者として他人を雇入れんとする場合は、原則として豫め事業主に雇入れんとする者が指定従業者であるか否かを確認すべき義務を課し更に又、指定の従業者が工場若しくは事業場に於て使用せられる爲又は指定技術者として使用せられる爲め雇入れられる場合は、國家總動員法第三十一条の規定に基いて自己の前歴に關する事項を雇入れんとする工場、事業場其の他の場所の所在地を管轄する職業紹介所長に報告すべき義務を課してゐる。

即ち、工場若しくは事業場が職業紹介所の紹介に依らないで勞務者又は技術者を雇入れんとする場合は豫め其の勞務者又は技術者が本令の指定従業者としての「前歴」を持つ者があるかどうかを確認し、若し指定従業者としての前歴を

有する者である事實が判明した場合は、職業紹介所長の認可を得るか又は前雇傭主の承諾を得ない限り其の者を雇傭することは出来ない。指定従業者としての前歴を持つてゐる事實を知り乍ら、無斷で雇傭した場合は國家總動員法第三十六条の規定に依り、其の者を雇傭した雇傭主が一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられるから注意を要する。尙、令第四条第一項の「工場又は事業場」といふのは厚生大臣の指定する工場、事業場は勿論それ以外の工場、事業場を含んでゐるのである。尤も職業紹介所の紹介に依つて勞務者若しくは技術者を雇入れる場合には茲にいふ「前歴確認義務」はない。又前歴の確認義務といふのは徹底的な調査確認を意味するものではなく、例へば雇入れんとする勞務者が「自分は以前東亞メリヤス工場で六ヶ月間働いてゐた」といへば東亞メリヤスについて其の者が實際に働いてゐたかどうか、又働いてゐたとすれば何年何月から何年何月迄居たかといった點を調査し、兩者の申立に偽りがなければメリヤス工場は厚生大臣の指定する工場でないから其のまゝ其の者を雇傭して差支へない譯である。此の場合

若し其の者が後日指定従業者である事實が発覺しても雇傭主には何等責任がなく、就職に際し虚偽の申立をなした労働者若しは技術者が處罰を受けることになるのである。要するに前歴の確認義務といふのは、普通の常識を以て判断し得る程度の調査確認に止まるものであつて、最初から計画的に前歴を偽つて転職せんとする者の巧妙ならカラクリの一々について徹底的に調査しなければならぬ義務はないのである。

次に工場、事業場に於て使用せられる爲め又は指定技術者として使用せられる爲めに雇入れんとする者は、雇傭契約を決定する以前に様式第一號の「指定従業者前歴報告書」に所定の事項を記入して、雇入れんとする工場、事業場を管轄する職業紹介所長宛報告しなければならぬ。此の報告を怠り又は虚偽の報告をなした者は國家總動員法第三十八條の規定に依り千圓以下の罰金に處せられる。雇傭契約成立後に於て右の報告を爲した場合は、「報告を怠つたもの」として處罰を受けるから注意を要する。尤も前雇傭主の承諾書（様式第三號に據る）を所持して他の工場、事

業場に転職する場合は右の報告を必要としないのである。移動防止令第五條に於ては工場又は事業場に於て指定従業者を雇入れんとする場合は、原則として「職業紹介所長の認可」を要する旨規定してをり、更に同條の但書に於て「命令を以て定むる場合」には職業紹介所長の認可がなくても指定従業者を雇入れることが出来る旨を規定してゐる。

即ち、原則として職業紹介所長の認可を要する場合といふのは、前述したやうに、工場若しは事業場に於て使用する爲め又は技術者若しは労働者として使用する爲めに雇入れやうとする者が、本令に依る指定の従業者である場合をいふのである。従つて工場、事業場で使用する爲めなら其れが假令如何なる職種に従事せしめるものであつても、亦工場事業場外の場所例へば青年學校、附屬病院又は研究所等で使用する場合であつても、雇入れんとする者が指定の従業者である限り原則として職業紹介所長の認可がないと之を雇入れることが出来ないものである。しかして斯かる指定従業者を雇入れんとする場合は豫め様式第二號の「指定従業者雇入れ認可申請書」に所定の事項を記入して職業紹介所長

宛提出しなければならぬが、其の認可申請は指定従業者の種類に依つて必ずしも一樣ではない。即ち――

一、現在に在る指定従業者の雇入れについては技術者、労働者を問はず其の者が現に就業する地を管轄する職業紹介所長

二、前歴者たる労働者の雇入れについては其の者が従前に就業してゐた工場、事業場其の他の場所の所在地を管轄する職業紹介所長

三、前歴者たる技術者の雇入については其の者が現職に在る技術者として就業してゐた工場、事業場其の他の場所の所在地を管轄する職業紹介所長

宛夫々認可申請書を提出しなければならぬが、然し此の場合は何れも指定従業者を雇入れんとする工場、事業場其の他の場所の所在地を管轄する職業紹介所長を経由して前掲の各職業紹介所長宛提出しなければならぬのである。次に令第五條但書の規定に依り、職業紹介所長の認可を受けないで指定従業者を雇入れることが出来るのは、次の如き場合である。

一、指定従業者の雇入について認可を受けるべき職業紹介所の紹介に依つて雇入れられる場合

二、雇入れんとする指定従業者について前雇傭主から雇入れ同意書を交付せられてゐる場合

三、前歴者たる労働者が現在指定事業以外の工場、事業場で働いてゐるか、或はその指定事業以外の工場、事業場も退職してゐるといふ状態にある者を雇入れる場合

即ち、(一)の雇入れについて認可を受けるべき職業紹介所といふのは、前の認可を要する場合に於て説明しておいた認可を要する職業紹介所をいふのである。従つて其れらの職業紹介所から紹介された指定従業者を雇入れる場合には別に認可を必要としないのである。

(二)の雇入れ同意書は、之が有效なものである爲めには其の交付者、交付を受ける者、交付の時期及び同意書の書式について制約を受けるのである。即ち、雇入れんとする指定従業者その者に交付されたものであるか、又はその指定従業者を雇入れやうとする雇傭主に對して直接交付されたものであるか、その何れかでなければならぬ。しかして同

着書の交付者は現に雇入れられやうとしてゐる指定従業者の種類に依つて異なるのである。即ち、同意書を交付する者は原則として――

(イ) 現職に在る指定従業者の雇入れについてその者を現に使用してゐる者
(ロ) 前歴者たる勞務者の雇入れについては指定事業を営む工場、事業場其の他の場所に於て従前其の者を使用してゐた者

(ハ) 前歴者たる技術者の雇入れについては技術者として従前其の者を使用してゐた者

――以上に掲げた使用者でなければならぬのである。従つて之等の使用者以外の者が交付した同意書は全然無効といふことになるから注意を要する。更に右の雇入同意書は様式第三號に據らねばならぬが、其の交付の時期は當該指定従業者が新たに雇入れられる以前に於て交付されないと無効であるから之又注意を要する。

次に前述した(三)は、一旦合法的に非指定事業を営む工場、事業場等に就職した指定従業者については、現在

下の懲役又は千圓以下の罰金に處すといふのである。第三者を通じて他人を勧誘した者も同様處罰される。従つて所謂引抜ブローカーを初め勞務者であつても現に指定従業者として働いてゐる同僚を他の工場、事業場に轉職することを勧誘した場合は、それが雇主から依頼されたものでなく自發的に勧誘した場合は其のブローカーなり勞務者が處罰せられるのであるが、雇主から依頼されて引抜きを勧誘した場合は依頼した雇主が罰せられるのである。尤も此の引抜勧誘行為を禁止される対象は現職者たる指定従業者に限られてをり前歴者の勧誘は別に令第三條の適用を受けないのである。

次に令第六條の「何人と雖も勞務供給契約に基き工場又は事業場に於て指定従業者を使用することを得ず」といふのは、現在引抜勞務者のプールと化してゐる勞務供給業者を通じて指定従業者の使用を今後絶滅せんとする意圖を持つ規定である。従つて本令施行前に於て引抜き使用することとは別に同條の禁止規定には觸れないが、本令施行後に於て指定従業者となつた勞務者が指定の工場、事業場を退職

其の工場、事業場に於て働いてゐやうと將又退職してゐやうと、その指定従業者が今度再び指定事業を営む工場、事業場其の他の場所に使用されやうとするときは職業紹介所長の認可がなくても之を雇入れることが出来るといふのである。尙、こゝで注意して置きたいことは、前述した三つの場合の中、(一)及び(三)の場合には單に指定従業者を雇入れんとする者が職業紹介所長の認可を要しないだけでなく、雇入れんとする指定従業者も亦前述した「前歴報告義務」を解除されるといふことである。

移動を誘發する行為の禁止

今度の移動防止令では令第三條と第六條に於て指定従業者の移動を誘發する虞がある行為を禁止する旨の規定を設けてゐる。即ち、先づ第三條の禁止規定は所謂引抜行為に關する禁止規定であつて、工場、事業場等に於て使用する爲め又は技術者若し勞務者として使用する爲めに、現に指定従業者として他人に雇傭せられてゐる者に對しては、自己の被傭者となることは勿論、他人の被傭者となることを勧誘した者は國家總動員法第三十六條の規定に依り一年以

し、勞務供給業者を通じて工場、事業場に使用される場合は同條の禁止規定に觸れることになる。要するに本令施行前から勞務供給業者を通じて使用してゐる勞務者は本令施行後と雖も大體に於て引抜き使用することが出来るが本令施行後に於て指定従業者となつた者を勞務供給業者として使用することが令第六條の規定に依り禁止される譯である

従業者移動防止令

- 第一條 従業者移動防止ノ爲ニシテ國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基キ從業者ノ雇入及使用ノ制限並解雇ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ指定従業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未満ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ指シ
一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル勞務者(以下指定勞務者ト稱ス)トシテ使用セラル、者
二 前號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定勞務者トシテ使用セラル本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者
三 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者(以下指定技術者ト稱ス)トシテ使用セラル、者
四 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラル

本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者

第三條 何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲前條第一號又ハ第三號ノ指定従業者ニ對シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ雇傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ズ他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル爲又ハ指定技術者トシテ使用セシムル爲他人ノ被傭者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコト亦同シ

第四條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲他人ヲ雇入レントスルトキハ豫メ其ノ者が指定従業者ナルヲ否ヲ確認スルコトヲ要ス但シ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ル、場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定従業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラル、爲又ハ指定技術者トシテ使用セラル、爲雇入レラレントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ前歴ニ關スル事項ヲ職業紹介所長ニ報告スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レラレントスル場合ニ在リテハ雇入レントスル者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者が指定従業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザラバ之ヲ雇入ル、コトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 何人ト雖モ勞務供給契約ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ指定従業者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 職業紹介所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實

アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定従業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定従業者ヲ解雇スベキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九條 地方長官従業者ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定勞務者ヲ雇傭スル者ニ對シ指定従業者以外ノ従業者ノ雇入ノ方法ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第十條 何人ト雖モ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依リ制限ヲ免ル、行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セレントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十一條ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ指定従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル従業者ノ雇入又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五條 本令ハ學校卒業者使用制限令及青少年雇入制限令ノ適用ヲ妨グズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ國トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス本令中職業紹介所ニ關スル規定ハ臺灣及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

従業者雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス本令施行ノ際現ニ従業者雇入制限令第一條第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シタルモノハ其ノ雇傭セラレタル場所ガ第二條第一號ノ事業場行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該當スル場合又ハ其ノ者が指定従業者ニ該當スル場合ニ於テハ従業者雇入制限令第二條第二號ノ學校卒業者ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後一年間、其ノ他ノ者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後六月間之ヲ本令ノ規定ニ依リ指定従業者ト看做ス

従業者移動防止令施行規則

第一條 従業者移動防止令（以下令ト稱ス）第四條第二項ノ前歴ニ關スル報告ハ雇入ニ依リ當該指定従業者ノ使用セラルベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地（當該指定従業者ノ使用セラルベキ場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定従業者ノ所在地）ノ所轄職業紹介所長ニ對シ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二條 指定従業者第四條第二號ノ雇入同意書ニ依リ雇入レラル、場合ハ令第四條第二項ノ前歴ニ關スル報告ヲ爲サザルコトヲ得

第三條 令第五條ノ認可ノ申請ハ指定従業者ヲ雇入レントスル者様式第二號ニ依リ令第二條第一號又ハ第三號ノ指定従業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者が現ニ就業スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ對シ、同條第二號又ハ第四號ノ指定従業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者が從前就業シタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

前項ノ認可申請書ニハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ受理シタル第一條ノ前歴ニ關スル報告アルトキハ之ヲ添付スルコトヲ要ス

第四條 第一項ノ規定ニ依リ申請ハ當該指定従業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所別ニ之ヲ爲シ且其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地（當該指定従業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定従業者ノ所在地）ノ所轄職業紹介所長ヲ經由スベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ指定従業者ノ雇入ニ付職業紹介所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

一 前條第一項ノ規定ニ依リ雇入ニ付認可ヲ受クベキ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ル、場合

二 令第二條第一號又ハ第三號ノ指定従業者ノ雇入ニ付テハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ指定従業者ノ雇入ニ付テハ從前ノ使用者當該指定従業者又ハ其ノ者ヲ雇入レントスル者ニ對シ其ノ者ノ雇入前豫メ様式第三號ニ依ル雇入同意書ヲ交付セル場合

第五條 指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定従業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ指定従業者ヲ雇入レタル者ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定従業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄職業紹介所長ニ其ノ旨報告スベシ

第六條 職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業紹介所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得ルモノトス

第七條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第五號ニ依ルモノトス

附 則

本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年四月厚生省令第四號從業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

(註 様式第一號より同第四號は紙面の都合上省略す)

彙報

炭鑛の戰士達に

朗かな贈り物

演藝慰問、優秀者表彰

勞資一體勤勞翼賛を目ざして昨年十一月廿三日結成した大日本産業報國會中央本部では生産力擴充の源泉ともいふべき石炭の大増産に大わらはの炭鑛勞務大衆のため「朗かな

な笑ひ」を携へて慰問娛樂隊を送り、勞働の後の愉快な一日を十分に堪能、大いに石炭増産に拍車をかけて貰はうといふのであるが、大體一月末から全國二百ヶ所の炭鑛へ數班の浪曲、漫才、歌謡曲などの男女藝術家を選抜して派遣する計畫で目下吉本興行部、松竹などに交渉中で同興行部でもこの國策に協力すべくはりきつてゐる、炭鑛では大きなところでは直營演藝場や食堂あるひは運動場に大天幕を張つて公演をし、中小炭鑛は合同して附近の映畫館あるひは芝居小屋を借切つて數日間續演することになつてゐる。

一方厚生省勞働局では全國鑛山監督局と協力して冬季石

炭大増産に優秀な成績をあげて貰ふため石炭勞働者の表彰を行ふことになり十五日東京、大阪、福岡、仙台、札幌の五鑛山監督局總務、勞務部長を同省に招集具體的協議を遂げたが、この方は一鑛山監督局では局長表彰が五六十名づゝ合計三百名程度とし厚生大臣からの表彰は全國から選抜の十名内外となる模様で、國家が直接鑛山勞務者を表彰するのは今回が最初のことである。(大毎)

炭坑へ鑛山診斷班

拍車かくる石炭増産

生産力擴充を目ざす石炭の増産強調運動は一月から向ふ三ヶ月に亘つて繰り掛けられ、嚴寒の最需要期に亘つて力強い鶴嘴の響きが全國の炭坑に徧してゐるがこの運動を促進させるため厚生省勞働局では六日午後から省内に三井鑛山勞務部長深川正夫、三菱鑛業總務部長早川勝、勞研桐原葆見、日本能率聯合會理事波多野貞夫氏など十四名の勞務管理調査委員を集めて「生産能率の増進策」「優良勞働者の表彰」に關する初の打合せ會を開催、増産運動の促進策

を協議したが根本方針は大體次の如く決定した

先づ表彰は中央、地方の二本建となるが中央の表彰は全國から成績優秀な十名の坑夫を選抜し四月中旬首相官邸で關係大臣出席の上盛大な表彰狀徽章を授與し鑛山勞働者の龜鑑として最高の名譽と光榮を與へる、また地方表彰は全國で三百餘名が選ばれ各鑛山監督局でこれも四月にそれづゝ表彰式を行ひ監督局長から表彰狀記念品を與へられる

また能率増進策としては各鑛山監督局では民間の權威を招き「鑛山診斷班」を設け所管の炭坑の内缺勤移動率の多い事業場を巡回して作業場の缺陷を實地検査した上炭坑施設生産指導坑夫の待遇給與など不備の點を指摘し、増産獎勵へ拍車をかけるがこれに呼應して各炭坑でも經營者、勞働者側からなる「増産協力班」を組織せしめ自發的に増産の氣運を醸成させるなどの方法がとられるはずであるが厚生省では引續きこの打合せ會を續開した上來週中にも細かい具體策を纏め來る十六日には鑛山監督局長を召集してこれを指示することになつてゐる。(福日)

『隊の信條』出來上る

石炭増産勤勞報國隊の結成

農閑期の農村勞力を石炭増産に振り向けようといふ勤勞報國隊の結成については目下、福岡縣から各郡に推進班が乗り出し夫々町村長會を開いて促進につとめてをり、すでに甘木職業紹介所管内からは約百名の參加希望者が出てゐるが一月二十日、遅くとも月末までは全縣下から四千八百五十名の隊員を募り、二月早々各炭山へ繰込むはずで十三日隊の信條も決定した。

信條

- 一、われらは現下未曾有の時艱に際し高度國防國家建設の重大使命のもとに粉骨碎身産業報國の實をあげ以て皇運を扶翼し奉らんことを期す
- 二、われらは常に家業に精勵するとともに業閑期に當りては率先國家重要産業の第一線に出勤し以て皇國産業の興隆に總力を竭さんことを期す。(福日)

石炭等燃料の 公定價格決る

福岡縣では價格形成委員會の答申に基き石炭、ガラ、煉炭、豆炭、タドン、水、酒樽の公定價格を左の通り決定發表した。

- 一、石炭 日石の販賣する場合及び日石の販賣價格の指示を受け販賣する者以外の販賣業者が販賣する價格を決定したもので生産地との關係を考慮して縣下を四區に分け第一地區は地元炭を消化する田川、嘉穂、遠賀、鞍手、飯塚、直方の二市四郡。第二區は筑豊炭を消費する企救、築上、京都、門司、戸畑、八幡、若松の四市二郡。第三地區は筑豊、粕屋、佐賀炭を消費する福岡、粕屋、筑紫宗像、早良、糸島、朝倉の二市六郡。第四地區は久留米、大牟田、三井、浮羽、三潁、八女、山門、三池の二市六郡とし地區によつて運賃と價格差をつけ石炭品位取締規則により銘柄を廿八級に限定、これを大口(八トン以上)

と小口八トン以下に分け大口は驛渡しと持込價格に、小口は全部持込價格とした、尚ほ一回の荷渡數量一屯未満の小口の場合は廿八級の銘柄を五等級に限定したが、トシ當り二圓乃至五圓の値上げとなつてゐる。(特一級は最高、等外五級は最低)

有煙炭一般用

(一) 第一地區	
(イ) 塊、中塊、小塊	大口販賣價格
特一級	貨車乗渡 持込渡
等外五級	二〇圓八二
小口販賣價格	一七・五二
特一級	三二・〇二
等外五級	二四・五八
(ロ) 粉炭	大口販賣價格
特一級	一九・四一
	二三・五五

等外五級	一一・九八	一六・二二
小口販賣價格		
特一級	二八・二二	
等外五級	二〇・六八	
(ハ) 微粉炭	大口販賣價格	
特一級	一四・三四	一九・一八
等外五級	四・三九	九・二三
小口販賣價格		
特一級	二三・七四	
等外五級	二三・七九	

(二) 第二地區		
(イ) 塊、中塊、小塊炭	大口販賣價格	
特一級	二二・六二	二五・七六
等外五級	一四・二八	一八・三二
小口販賣價格		
特一級	三二・八二	

等外五級 一二五・三八

(ロ) 粉 炭

大口販賣價格

特一級 二〇・二二

等外五級 一二・七八

小口販賣價格

特一級 二四・三五

等外五級 一六・九六

(ハ) 微粉炭

大口販賣價格

特一級 二八・九一

等外五級 二一・四八

小口販賣價格

特一級 一九・九八

等外五級 一〇・〇三

(三) 第三地區

(イ) 塊、中塊、小塊炭

大口販賣價格

特一級 二四・五四

等外五級 一四・五九

特一級 二二・四三

等外五級 一三・九九

小口販賣價格

特一級 三二・六三

等外五級 二五・一九

(ロ) 粉 炭

大口販賣價格

特一級 二〇・〇二

等外五級 一一・五九

小口販賣價格

特一級 二八・七二

等外五級 一一・二九

(ハ) 微粉炭

大口販賣價格

特一級 一四・九五

等外五級 五・〇〇

小口販賣價格

特一級 二四・三五

等外五級 一四・四〇

(四) 第四地區

(イ) 塊、中塊、中塊炭

大口販賣價格

特一級 二二・九五

等外五級 一四・五一

小口販賣價格

◆特一級 三三・一五

◆等外五級 二五・七一

(ロ) 粉 炭

大口販賣價格

特一級 二〇・五四

等外五級 一三・一一

小口販賣價格

特一級 二九・二四

等外五級 二二・八一

(ハ) 微粉炭

大口販賣價格

特一級 一五・四七

等外五級 五・五二

小口販賣價格

特一級 二四・八七

等外五級 一四・九二

尙ほ日石の販賣價格の指示を受けた者から直接買受けた販賣業者が更に販賣業者に賣渡す場合は大口販賣價格より貨車のもとは一トンにつき一圓、船のもとは一圓十銭を控除した價格となつてゐる。

一、ガラ―從來豆炭ガラと石炭ガラの公定價格のみ指定してあつたが、今回はこの外微粉ガラ、文化ガラ、コーライトを追加、熱量と灰分により規格を定めたが石炭の値上りから一割乃至一割五分の引上げとなつてゐる。

一、煉炭、豆炭―商工省では工場渡し價格のみを指定してゐたが福岡縣價格は製造者商卸賣業者、小賣業者の販賣價格を追加從來銘柄別であつたのをガラと同様熱量と壓分とにより規格別とした價格は從來と大差ない。(九日)

農閑期利用の 勤勞報國隊

結成して炭鑛救援に

福岡縣では石炭増産の爲縣下各町村に勤勞報國隊を結成これを縣下の各炭鑛に送つて勞力の救援を行ふことになつたがいよゝこの計畫が具體化し九日から十七日まで各郡別にこれが結成についての町村長會議を開いた。

農閑期に稼働出来る十六歳以上の男子一班二十人ぐらゐを單位とし全縣下で約五千人を動員、一月中に結成を終り二月早々から活動開始の豫定で期間は向ふ三ヶ月間であるが一人最低四十日間働かせたい意向である。

なほ厚生省が昨年十二月十五日から三月末日まで縣下各炭鑛に全國各府縣から送り込む救援勞力一萬八千五百人のうち本縣は四千四百二十人の割當を受けてゐるのでこの割當數の確保を期すると、もにまづ地元の熱意を示したのち他府縣に働きかけやうとするものである、打合せの日割左の

とほり。

△粕屋郡十七日自治會館△宗像郡十五日東郷自治會館△選賀郡十四日公會堂△鞍手郡十五日宮田町役場△嘉穂郡十三日嘉穂會館△朝倉郡十一日甘木町役場△筑紫郡十三日自治會館△早良郡十四日自治會館△糸島郡十五日前原町役場△浮羽郡十一日田主丸町役場△三井郡十一日北野町公會堂△三潞郡十四日自治會館△八女郡十五日八女郡公會堂△山門郡十四日柳河町役場△三池郡九日三池自治會館△企救郡十四日會根町役場△田川郡十日伊田町役場△京都郡十三日行橋町役場△樂上郡十四日郡公會堂(福日)

石炭増産に拍車

鑛夫の臨時手當増給

商工省では一月から三月末日までの三ヶ月間を石炭増産強調週間として増産促進に拍車し刻下の深刻な石炭不足に對處することとなり優良鑛夫の表彰制度を設定して此の種運動に對する劃期的計畫を發表したが、今回さらに同期間

陰地方には佐久勞務課長等が班長として出勤する。(福日)

日發總裁

池尾芳藏氏に決定

村田週相は日本發送電會社總裁の後任に關し近衛首相、小林商相らと協議を遂げた結果、日本電力社長池尾芳藏氏の出馬を求めるに決し十一日在阪中の同氏に對し正式交渉を行ひその内諾を得るに至つた。

發送電更生へ

五分科會を設置、檢討

電力國家管理再強化に伴ふ日本發送電の更生を期し電氣廳では舊職大調査班を同社に派遣したが最近その結果がまともだったので愈々これを具體化すべく一月八日逓信省においてこれに伴ふ日本發送電業務改善協議會の第一回會合を行つた、即ち電氣廳より田村長官、田倉第一、森第二兩部長

鑛山不足勞務者

開拓推進班

各地に派遣

の實施要綱に基き優良坑夫に對する臨時手當の増給制度をこれに併設させることに決し、その旨厚生省から福岡鑛山監督局へこのほど通知があつた、即ち臨時手當の支給を受け得る資格者は坑内夫及び出炭に直接關係のある坑外夫に限り、手當の種類は在付賞與、出勤獎勵賞與、出炭獎勵賞與の三つに別け、これらによつて勤續と出炭及び稼働能率の向上を期するもので給與額は一月又は出炭應數を基準に相當思ひ切つた金額にのほるもやうである。

福岡鑛山監督局では鑛山勞務者特別募集期間實施に對處して「鑛山不足勞務者開拓推進班」を編成して二十日頃から管内各地方に派遣募集を促進させることとなつたが、推進班は同局の首腦及び福岡地方鑛山報國聯合會の役員を以て構成しそれ／＼各縣當局や各地職紹を歴訪して勞務者充足懇談會を開く筈で、九州地方には下河邊監理部長、中國山

以下關係課長、日本發送電より小野副總裁、藤波、岸田兩理事以下關係部課長出席種々協議した結果

電力國家管理の再強化のためには日本發送電の業務改善・社礎の強化を計るべきである

といふに意見一致し同社の經營内容につき全面的に再検討することに決定、左の五分科會を設置することになった。

第一分科會(機構人事など)△第二分科會(一般經費各種契約など)△第三分科會(豫算資金など)△第四分科會(購買石炭など)△第五分科會(發送電受給契約など)

右各分科會は電氣廳の上小澤發送電更生部主査を中心として日本發送電各業務理事以下課長参加し毎週五日間開催されるはずである。(大毎)

若松石炭卸商組解散か

昨年五月百十八名の業者により結成された若松石炭卸商業組合は日本石炭の開業によつてその進路を阻まれ死活の岐路にさ迷ひこれが難局打開に奔走してゐたがさきに縣當局の査定に基き組合員中の有資格者四十五名が若松合同石炭

への加入を認められたので残りの七十三名の組合員の今後の態度を注目されてゐたところ同組合ではこのほど役員會を開き協議の結果、深く本組合を解散すべしとの結論に到達、近く臨時總會を開いて正式態度を決定することになった。(福日)

勞務者の移動で

出炭二百万噸減

福嶺局直方支所の調査

嶺山その他時局關係産業の増産計畫遂行を阻む勞務者の移動防止のため十一月廿日から從業者移動防止令が實施され關係業者では勞務者の愛國心に訴へてその移動防止に大童になつてゐるが移動の最も激しい嶺山方面ではこの勞務者の移動のためどんな損害を蒙つてゐるか？を數字的に明らかにし移動防止の參考資料とするため福岡嶺山監督局直方支所は管内四十炭坑について十一月十日現在による稼働者の移動調査を行つてゐたがこのほど出來上つた集計による

石炭對策豫算削減

炭價引上補填か

商工省では十六年度石炭對策豫算として總額約一億圓を計上要求し大藏省査定の結果、大中削減せられ目下復活要求中であるが、復活承認額如何では或程度炭價引上げにより政府補償不足額を補填するのほか途はないものとの観測が行はれるに至つてゐることは極めて注目に値ひする。

十五年度の石炭對策豫算總額は八千三百六十萬圓で内四千八百十三萬三千圓は十五年追加豫算として、残り三千五百四十六萬七千圓は豫算外國庫負擔契約として計上支出されて來たもので、十六年度一億圓は十五年度同様全部補助金で賄ひ現在炭價を全然引上げずとの方針で計上されたものであれば決して過剰ではない、寧ろ製鐵用原料炭の輸入増加、生産費昂騰に基づく買取補償額の増加を考慮すれば千七百餘萬圓の増加は當然とされねばならない、然るに大藏省事務當局の第一次査定案は新規増加分たる製鐵用原料炭輸入にともなふ損失補償金三千百

と

管内の稼働者四万人のうち毎月平均して二割、八千人が移動してゐる、この八千人が一人一日平均〇・五トンを

出炭するとして月四千トンが移動のため出炭減となる、

ところが甲の炭坑から乙の炭坑に移るためには前後に約

一週間を休むので移動不就努力七日間の出炭減は二万八

千トン、一ヶ年では卅三万六千トンがむざむざ赤字とな

るがこの卅三万トンは鞍手郡小竹町古河目尾炭坑の年間

出炭量に匹敵する數量であり直方支所の卅三万トンを各

支所の平均量とすると福嶺局管内には六支所あるから同

局管内の年間打撃は二百万トンといふ莫大な損害になる

以上の數字は最小限に見積つた數字で實際は轉坑して來た

新坑の坑内事情不馴れに原因する能率低下等々でまた相當

大きな數字となる見込みで各炭坑ともいづれも出炭豫定量

に約一割平均の赤字を出してゐるがこの赤字も移動に原因

する點が多いとされてをり如何に勞務者の移動が國家に大

損害を與へてゐるかがわかるわけである。(大毎)

餘萬圓は全部削除、石炭増産對策豫算六千四十萬圓は四千九百七十萬圓に削減してゐるのであるから基本豫算は勿論これは新規増加分を相當金額認めない限り十六年度炭價引上げは避け得ざるものである。

すなはち十五年度豫算は石炭の生産費を十三、十四年兩年度を基準としてこれによる赤字分を買取補償増産奨励金などの形で補填して來たものであるが、現在の石炭生産費は

右基準に比し著しく昂騰してをり、十月日本石炭開業の際相當極度炭價引上げが行はれたに拘らずなほ且つ炭礦の赤字は全部補填されて居らず、これは結局十六年度の豫算増加によつて賄はねばならないに抱はらず十六年度豫算は却つて大中減少を見てゐるのであるから復活要求を認めるか否かは炭價引上げか据置かの分岐點となつてゐる。(日工)

本會記事

●重役理事會

昭和十六年一月十三日みどりやに於て本年初の重役理事會を開催、中島相談役始め野上會長、山本社長、武内專務、北代、金丸、中島、松尾、橋上、田籠、有江、和才、美川高島(代)取締役、西本、西田監査役、野内、吉原、加茂、山下、後藤各理事出席、左記の議題につき協議を遂げた。

一、商工省及び日本石炭株式會社に對し炭界現況打開交渉

の顛末報告

一、日本石炭業務運営經過報告

一、事業擴張資金借入申込に對する經過報告

一、増産奨励金該當炭坑に對し見合金貸出經過報告

一、出張所設置の件

一、炭界現況打開に對する對策

十二月十四日(土曜日)

第十七回購買研究會並に用度關係會議

午後一時開會、午後三時半閉會

會場 若松商工會議所

野見山、町田課長以下係員出席

購買、用度關係全般特に米穀、合成酒の件に付協議懇談

十二月十九日より二十四日迄左記の如く部會開催

一、議 事

イ、十五年度第三、四半期(十月—十二月)鐵鋼需要量

査定の件

ロ、坑木に關する件

ハ、其他資材に關する件

一、出席者 赤司部長、野見山、町田課長、森本、木村

岩崎、早間各係員

遠 賀 部 會

日時 十二月十九日午前十時

會場 直方市鑛業俱樂部階上

田 川 部 會

日時 十二月二十日午前十時

會場 直方市鑛業俱樂部階上

西 川 部 會

日時 十二月二十三日午前十時

會場 折尾町喜樂

嘉 穂 部 會

日時 十二月二十四日

會場 直方市鑛業俱樂部階上

十二月十八日午後一時より

坑木に關する事務打合せ會

會場 若松市公會堂食堂

會社側出席者 町田課長、森本、早間係員

炭礦側出席者 遠賀鑛業所外七礦

午後四時閉會

一月十五日

十六年度第一回用度購買關係總會

日時 午後二時三十分

会場 若松商工會議所

會社側出席者 赤司部長、野見山、町田課長以下全係員
會議事項

- 一、昭和十五年度資材部取扱物資報告(赤司部長)
- 一、昭和十六年度に對處すべき會及部の決意希望意見の
開陳(赤司部長、町田課長)
- 一、部會に關する件

午後四時閉會

日本石炭主催

十六年上期石炭配給計畫表作成に對し招電に依り秋吉統制部長、熊川統制課長同行、十二月十二日出發上京し滯京中の安西販賣第一部長と共に出席し十三日、十四日に亘り協議を重ねたり、席上商工省事務官も出席あり指定會社としての立場を充分認識し貰ふと共に事務の簡易化を熱望し置たり

來年上期配給計畫表作成に關し

若松商工會議所、佐世保公會堂、戸畑商工會議所に於て夫

★要項の説明と懇談會を催す

生産費調に關する打合會

一月十五日若松商工會議所に於て開催社長、専務、秋吉部長、其他係員出席全炭坑係員出席した

タオル代用にへチマ

十二月二十一日行はれた勞務者懇談會の席で炭坑に於る日用品の配給不足の問題が取り上げられたが、一勞務者曰く「手拭は私共のやうな汚れる仕事をする者には必要欠くべからざるものですが近頃配給が少い、たま〜配給されたものは品質悪く、背中を洗つたら一度で破れます、何とか考慮して下さい」他の勞務者曰く「私宅では長いへチマを作りましたが、充分手拭の代用になる、背中をこすつても石鹼をつけても大丈夫です、皆様におすゝめ致します」松本部長「妙案ですね、但し手拭みために頭にかぶられないのが玉にキツだ」に一同哄笑。



炭界日誌

福井生

十一月廿一日 木

△社團法人燃料協會では燃料會館を三十五万圓の豫算にて設立することになった。

十一月廿二日 金

△樺太石炭會社設立は明春となるらしい。

十一月廿三日 土

△東京市では暖房用炭三割七分の節約を目標にしてゐる。

十一月廿四日 日

△商工省では重点主義による増産を考慮中である。

十一月廿五日 月

△古河合名會社は改組とし、古河石炭鑛業株式會社と合併することに本日の總會で決定した。

十一月廿六日 火

△日本石炭では無煙炭の販賣價格を年内指示する事になつた。

十一月廿七日 水

△福礦局では、本年下期の石炭増産對策を二十日頃までに決定すべく研究中である。

十一月廿八日 木

△商工省では、各鑛山監督局に新専任官を置き出炭獎勵促進を行ふことになつた。

十一月廿九日 金

△全國石炭統制組合聯合會では、大阪と福岡に於て炭價問題につき意見の交換を行つた。

十一月三十日 土

△坑夫の不足は益々激しく關係方面では轉失業者の吸収に

つとめてゐる。

十二月一日 日

△原料用粉炭は高熱カローリ塊炭を粉碎して使用することになった。

十二月二日 月

△商工省では、松本日本石炭社長、平生日鐵會長を招き懇談した。

十二月三日 火

△常磐炭の送炭は品位引上を前にして著増してゐる。

十二月四日 水

△商工省奈良技師、原料炭出炭状況視察の爲來福した。

△大政翼賛會議事務局現地調査班一行は福礦局に於て石炭關係団体と懇談し、業者の隔意なき意見を聞いた。

十二月五日 木

△石炭聯合會では鐵鋼業者をあつめて石炭増産の協議を行つた。

十二月六日 金

△大日本炭礦は日東鑛業に合併されるらしい。

△炭坑労働能率化に報奨制度を商工省で考慮してゐる。

十二月七日 土

△撫順炭礦の出炭激増し昭和十一年の最盛時代に匹敵すると言はれてゐる。

△石炭、カラ等の公定價格を福岡縣價格形成委員會に於て決定した。

十二月八日 日

△福礦局では増産完遂運動にあたり、福礦局では各炭坑につき調査することになった。

十二月九日 月

△來年度は孤山炭の輸入が計畫されてゐる。

十二月十日 火

△滿洲國では懸案中の密山炭礦開發を日鐵鑛業、日鐵、滿炭の三社協議の下に行ふことに決定折衝を開始した。

△日本石炭古田副社長は増産計畫の遂行は適正炭價設定の外なしと語つて注目を引いてゐる。

十二月十一日 水

△商工省の燃料關係豫算は増産意圖を反映して増加してゐる。

△日發炭の炭價補助は逕信省に於て再検討を加へられる事になった。

十二月十二日 木

△古田日本石炭副社長は石炭豫算を批判して、補助金政策と適正炭價の兩退を強調した。

△武内專務福礦局訪問、適正價格の設定に就き要請した。

△福岡縣内石炭關係業者の石炭價格懇談會開催された。

十二月十三日 金

△日本石炭人的組織に根本的改革が要望されてゐる。

十二月十四日 土

△資材勢力不足の爲、石炭増産成績振はず折角の増産奨励金の恩典に浴する者極めて少數と見られてゐる。

十二月十五日 日

△常磐石炭株式會社及常磐石炭聯合會では品位規格の緩和

方を陳情した。

十二月十六日 月

△石炭統制會々長には松本健次郎氏が就任の筈である。

△戸畑署では各方面に對して暖房用石炭の節約を強調した

十二月十七日 火

△北支開發會社では、北支炭増産を圖るべく炭礦開發用電力の配給に備へ發送電設備を擴充することになった。

十二月十八日 水

△明年度の滿洲の勞力配分は炭業へ優先することになつてゐる。

十二月十九日 木

△増産増励金過少の爲、明年度の増産は望み薄と見られ變へられてゐる。

十二月二十日 金

△永松日發理事は石炭最需期を控へ、九州炭礦の現地状況を視察した。

十二月廿一日 土

△福岡鑛山監督局主催の下に増産促進懇談會が開催された

△原料炭明年増産対策協議會が開催された。
十二月廿二日 日

△福礦局主催の下に飯塚、佐世保、宇部に於て勞務者懇談會が行はれた。

十二月廿三日 月

△札幌に於て原料炭増産対策協議會が開かれた。

十二月廿四日 火

△日本石炭では金融部鑑定課長に前福礦局技師徳川憲太郎氏を専任した。

十二月廿五日 水

△原料炭に對する特別補償金を交付することに内定した。

十二月廿六日 木

△鑛山勞務者確保強調懇談會が佐賀縣會を議室で開催された。

十二月廿七日 金

△石炭配給統制規則の一部が改正された。

十二月廿八日 土

△次官會議の結果、冬期石炭増産の各種対策要綱が出来上

つた。

十二月廿九日 日

△日滿支石炭聯盟では日滿支石炭の需給を調整、尙企業心促進を圖るべく委員會設置具体案を作成することになつた。

十二月三十日 月

△滿洲國の本年度の石炭産額は前年に比べ二割の増加を示してゐる。

十二月卅一日 火

△台灣石炭會社の設立要綱が決定した。

昭和十六年一月一日 水

△新年を迎へ適正炭價の設定がいよく各方面より要望せられて來た。

一月二日 木

△優良炭を優遇して四月の炭價を改訂する方針と言はれてゐる。

一月三日 金

△昨年の缺陷是正し増炭完遂に邁進すべく資材勞力の積極

対策を講ずることになつた。

一月四日 土

△石炭鑛業聯合會では石炭増産強調期間に業者の積極的協力并希望し、同會首腦部が各地方を巡回督勵することになつた。

一月五日 日

△企劃院中村第三部長を團長として半島勞務視察團が組織され、勞務者移入の圓滑化を圖ることになつた。

一月六日 月

△一月―三月に亘る石炭増産強調運動に關し厚生省では勞務管理調査委員を集めて根本方針を決定した。

一月七日 火

△筑豊の大手筋方面に經營不可能の炭坑續出し憂へられてゐる。

一月八日 水

△炭礦勞務者の開拓の爲、福礦局では三方面（九州、中國、四國）に分れて出發することになつた。

一月九日 木

△電力節約は或は施行せらるゝかも知れぬが九州はその必要なしと見られてゐる。

一月十日 金

△内務省では鑛山勞務者の不足に鑑み、内鮮係として警察官の増員を行ふことになり福岡縣には十六名の通知があつた。

一月十一日 土

△福礦局監理部では十六日から四日間に亘り主要炭坑の關係者を招致増産の打合を行ふ。

一月十二日 日

△若松石炭卸商組合は解散の運命と見らるゝに至つた。

一月十三日 月

△池尾日電社長は石炭自給説を力説した。

一月十四日 火

△福岡監督局と福礦聯共同主催の下に鑛物増産猛進宣誓式が舉行された。

一月十五日 水

△榎本福礦局總務部長本社を訪問。

石炭採掘鑛業權移轉

(十一月中)

鑛區番號	鑛區位置	舊鑛業權者	新鑛業權者	理由
福岡 一六〇	嘉穗郡山田町	樋口清八	中島鑛業株式會社	讓渡
" 一六一	柏屋郡宇美須惠	關川熊生外一名	中島剛太	脫退
" 一六二	嘉穗郡山田町	原英二	中島鑛業株式會社	讓渡
" 一六三	全	梶井傳三	原英二	"
" 一六四	柏屋郡須惠村	樺太探炭鑛業株式會社	關川熊生	"
" 一六五	直方市	三菱鑛業株式會社	三井鑛山株式會社	"
" 一六六	嘉穗郡大隈町	中垣隆晴外一名	佐藤万太郎	"
長崎 五〇	佐世保市	木村雄一	福岡壽郎	"
福岡 一六七	嘉穗郡稻築村	黒川尙夫	吉田幸	脫退
" 一六八	遠賀郡中間町	東邦炭礦株式會社	三菱鑛業株式會社	讓渡
" 一六九	全 岡垣村	西山眞平外一名	花元久作	"
" 一七〇	天草郡都呂呂	竹ノ迫炭礦株式會社	吉本眞一	"
" 一七一	全	全	全	"
" 一七二	宇都市	沖ノ山炭礦株式會社	古谷博美	"

採掘鑛區變更

(十一月中)

鑛區番號	鑛區位置	變更事由	鑛業權者
福岡 一六九	嘉穗郡山田大隈	增區	久恒鑛業株式會社
" 一七〇	鞍手郡笠松宮田	全	有松新藏外一名
" 一七一	厚狹郡船木高千帆	全	東見初炭礦株式會社
" 一七二	宇都市	增減區	大石常一
" 一七三	全	增減區	沖ノ山炭礦株式會社
" 一七四	全	增減區	瀬戸軍一

石炭採掘鑛業權設定

(十一月中)

採掘番號	鑛區位置	鑛區坪數	鑛業權者
福岡 一七五	鞍手郡小竹町	三〇,七〇〇	藤田徳次

鑛業報國

鑛業へ我も興亞の戦士



行けよ鑛山銃後の線

福岡地方鑛業報國聯合會

××××××××××××××××
 ××××××××××××××××
 ××××××××××××××××
 ××××××××××××××××

紀元二千六百年を送り茲に昭和十六年の新春を迎ふ。御目出度い、この御祝儀言葉を繰返すのみが能ではない。眼を轉すれば隣邦支那とは友好條約の締結は見たるも未だに蠢動する蔣政権あり、而も獨伊との盟約を堅ふし大東亞共榮圈確立の民族的重大使命あり、太平洋の波愈々高く國際政局は本年に這入り順みに緊迫、これに即應すべく國內戰時新体制即ち高度國防國家完遂が要請せらる、將に前古未曾有の超時局である。我等は廿七世紀の初頭に當りて想ひを幾國の古に馳せ、天壤とともにも極まり無き皇國の前途に致す時、徒らに御目出度い

の言葉に酔ふ可きでない。
 八紘一宇の建國精神を昂揚、顯現し生を皇國に享けたる至高至福を子々孫々に繼承すべき責務の重且つ大なるを痛感する次第である。

× × × × ×
 新春號は印刷其他の都合で大變發刊が遅れて申譯けありません。此後は精々期日に間に合ふ様努力します、御了承下さい。

× × × × ×
 本號には公私多端に不拘、社長山本光羊畫伯に特に勅題に因み「漁村曙」の揮毫を乞ふた所御承引、御覽の通り美事な口繪を賜はつた厚く御禮申上ぐる次第である。
 二月號から内容外觀とも一新して御目にかゝり度いと折角く努力してゐる。相變らず御眷顧と御教示を乞ふ。

互助會報・第五卷・第十一號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
 半年分 金壹圓八拾錢同上
 一年分 金參圓六拾錢同上
 料金は前金の事

昭和十五年十二月二十四日印刷納本
 昭和十五年十二月二十八日發行

石炭鑛業互助會
 編輯人 風戸道康
 若松市堺町三丁目
 印刷人 吉田万造
 印刷所 吉田印刷所
 電話 六五二番

福岡縣若松市本町二丁目
 發行所 石炭鑛業互助會
 電話 四七六番
 七三〇九番



ワイヤロープ

東洋製綱株式会社

大阪市西區立賣堀

謹賀新年

昭和十六年一月一日

株式会社

利根ボーリング

九州出張所

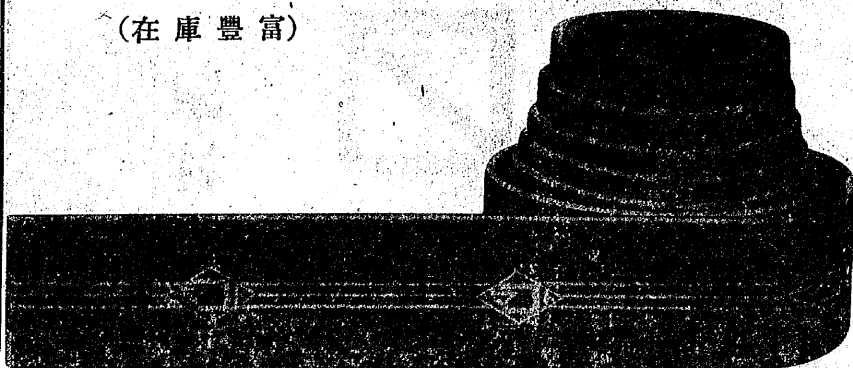
試錐機製作販賣
試錐工事請負

福岡市材木町六番地
電話②五五六六番

最高級 最高馬力用 日本一品質

印 プレイライニング

(在庫豊富)



プレーライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードプレーライニングの製法と全様の動力織製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製プレーライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなりを乞ふ御試用を。

最高級のプレーライニング 本品の右に出る物なし

印 ニューマチックホース
アマノ式ベントスリーブ 發賣元
アマノ式C.Tプロテクター

マコト護謨工業所

代表者 天野靖市郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)
電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マ又はマコト
電話四②4678番 振替福岡16695番

營業品目

ギヤートモーター
コールドドリル
電氣捲揚機
タービン唧筒
空気壓縮機
ロックスドリル
ピツクハンマー
ピツクスチール
排送風機
ヒツパラス
エヤーホース
サクシヨンホース
各種パツキング
全鋼製チエンブロック
工作機械及工具

鐵工部開設

キャリアー・打抜チェーン・炭車金物

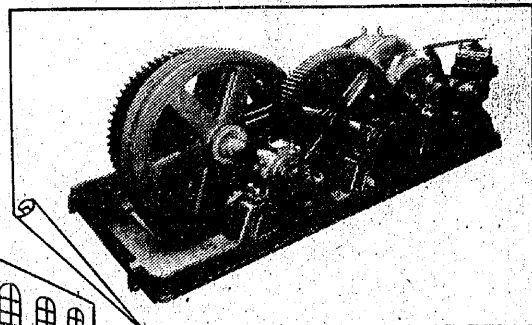
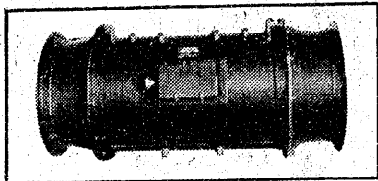
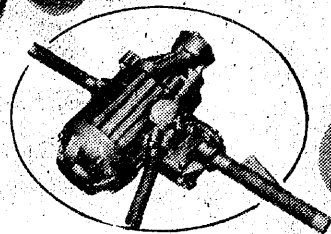
鑄造品・鍛工品・外一般製作

奈須野機械製作所九州出張所
エーゼーゴム洋行九州出張所
O.K.式コールドリル500型發賣元

カバ シマ
椀 島 商 會

福岡市上呉服町五番地
電話 東③二四八〇・二四八一番

礦山界、麒麟兒!! 好評噴々列!!!

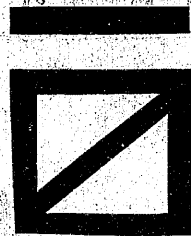


株式會社千代田製作所

石炭礦山用電機機械專門製作

型錄進呈

本店 大阪市西淀川区佃町一三番地
電話(45)代表七三五八
東京出張所 東京市神田区錦町三丁目一番地
電話神田(25)三〇八一
福岡支店 福岡市上小山町一二番地
電話東(2)五〇五六



株式會社

榎

谷

商

會

鋼材指定問屋

本店 下關市港町三〇ノ一
支店 若松市海岸通三丁目
支店 宇部市東區海岸通
出張所 大阪市西區立賣堀通北四

資本金 壹億五千萬圓

安田銀行

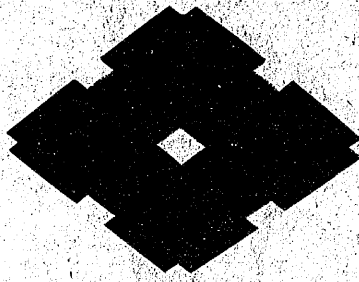
九州 若松支店

若松市本町四丁目七百八拾番地

電話 長一六六五五二六五

振替口座 福岡三三三四番

謹賀新年



株式會社

住友銀行若松支店

支店長 長谷誠一

電話 六四四〇番
振替貯金福岡 七〇四八番

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可
昭和十六年三月廿四日印刷
昭和十六年一月廿八日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會